

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 7 年 10 月 17 日

(令和 6 年度決算)

(環境生活部・商工労働部・観光文化部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第4回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和7年10月17日（金曜日）

午前9時58分開議
 午前10時58分休憩
 午後0時58分開議
 午後2時4分休憩
 午後2時9分開議
 午後2時42分閉会

本日の会議に付した事件

議案第37号 令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
 議案第38号 令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第42号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第43号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第49号 令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第50号 令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(13人)

委員長 高木健次
 副委員長 中村亮彦
 委員 前川收
 委員 西聖一
 委員 渕上陽一
 委員 前田憲秀
 委員 高島和男
 委員 坂梨剛昭
 委員 前田敬介
 委員 南部隼平
 委員 住永栄一郎

委員 斎藤陽子
 委員 星野愛斗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 清田克弘
 総括審議員兼医監 山口喜久雄
 政策審議監 枝國智子
 環境局長 原田義隆
 県民生活局長 中川博文
 環境政策課長 木原徹
 水俣病保健課長 中田幸一
 水俣病審査課長 塚本健
 環境立県推進課長 若杉誠
 環境保全課長 廣畠昌章
 自然保護課長 野田貞幸
 首席審議員

兼循環社会推進課長 村岡俊彦
 くらしの安全推進課長 岸森法夫
 消費生活課長 浦田武史
 男女参画・協働推進課長 小佐井郁里
 人権同和政策課長 山本智勇
 商工労働部

部長 上田哲也
 政策審議監 佐崎一晴
 商工雇用創生局長 時田一弘
 産業振興局長 中島一哉
 商工政策課長 佐藤豊
 商工振興金融課長 村上友彦
 労働雇用創生課長 荒木貴志
 産業支援課長 小松篤史
 エネルギー政策課長 吉澤和宏
 企業立地課長 山田純子
 販路拡大ビジネス課長 渡辺陽司
 観光文化部
 部長 脇俊也

政策審議監 川 崇 典 靖
観光文化政策課長 佐 方 美 紀
観光振興課長 浦 本 雄 介
スポーツ交流企画課長 松 尾 亮 爾

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野 中 真 治
会計課長 小 夏 香

監査委員・同事務局職員出席者

局 長 井 藤 和 哉
監査監 石 井 利 幸
監査監 天 野 誠 史

事務局職員出席者

議事課主幹 須 田 恵美子
議事課主幹 太 田 弘 巳
議事課主幹 真 田 美也子

午前9時58分開議

○高木健次委員長 それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に環境生活部の審査を行い、午後から商工労働部及び観光文化部の審査を行うこととしております。

これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、清田環境生活部長。

○清田環境生活部長 環境生活部の令和6年度決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。
令和6年度歳入歳出決算総括表の左端、区

分欄のとおり、当部に関連する会計は、一般会計とチッソへの貸付けに係る県債償還等特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、最下段の予算現額103億4,900万円余に対し、調定額、収入済額はともに99億4,600万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

また、予算現額と収入済額との差額4億300万円余は、主に国庫補助金の事業繰越しによるものです。

次に、歳出でございますが、最下段の予算現額177億9,000万円余に対しまして、支出済額は166億5,400万円余、繰越額は6億5,900万円余で、不用額は4億7,700万円余でございます。

不用額が生じた主な理由は、水俣病総合対策事業における療養費の支給額が当初の見込みを下回ったこと及び国立公園満喫プロジェクト推進事業における市町村補助事業の所要額の減によるものです。

以上が環境生活部の令和6年度決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○木原環境政策課長 環境政策課でございます。

まず、今年度の定期監査において、環境生活部への指摘事項はありません。

それでは、環境政策課の決算について御説明します。

説明資料の2ページをお願いします。

一般会計の歳入に不納欠損額、収入未済額はありません。

次の3ページ、一般会計の歳出につきまして、上段の一般管理費は、環境生活部の時間

外勤務手当等の特別配当分で、部の筆頭課で一括して計上しております。

中段の公害対策費の不用額613万円余は、職員給与費や水銀フリー推進事業費等の執行残でございます。

下段の諸支出金は、次に御説明しますチッソへの貸付けに係る県債償還等特別会計への繰出金となります。

4ページをお願いいたします。

ここからは、チッソ関連の特別会計で、水俣病認定患者の補償金や水俣病問題政治解決一時金の支払い資金等をチッソへ貸し付けるために発行した県債の償還などを行っておりまます。

平成12年閣議了解に基づく金融支援抜本策により、チッソは経常利益から可能な範囲で県への返還を行うこととしているため、チッソからの返済額が不足する場合は、その8割について国の補助金、残りの2割について全額交付税措置のある特別県債を発行し、県の償還財源に充当しています。

この特別会計の歳入に不納欠損額、収入未済額はありません。

4ページの2段目、チッソ貸付金元金と3段目利子は、水俣病認定患者補償金の支払いのため、チッソに貸し付けた貸付金のチッソからの返済金です。

4段目、水俣病問題解決支援財団出資費は、平成7年政治解決に係る一時金県債の元利償還のための一般会計からの繰入金です。

最下段の国庫支出金は、先ほど触れましたチッソからの返済額不足額に充当する分の補助金でございます。

次の5ページ上段の一般会計繰入金は、先ほど特別県債の元利償還に充てるための繰入金で、中段のチッソ特別貸付資金については、財源として特別県債を発行しておりますが、全額交付税措置されております。

下段の一般会計繰入金は、平成22年水俣病特措法に伴う一時金県債の元利償還のための

繰入金です。

6ページをお願いいたします。

特別会計の歳出です。

1段目のチッソ貸付費は、水俣病認定患者補償金の支払い資金をチッソに貸し付けるために発行した県債の元利償還金で、4段目の水俣病問題解決支援財団出資費は、平成7年一時金県債の元利償還金でございます。

次の7ページ、2段目の特別貸付金は、特別県債によるチッソへの貸付金で、3段目の公債費は、特別県債の元利償還金でございます。

8ページをお願いいたします。

上段の一時金支払関係支援費は、平成22年一時金県債の元利償還金でございます。

環境政策課は以上です。

○中田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

不納欠損額、収入未済額ともにございません。

下から2段目の水俣病総合対策事業費補助を御覧ください。

予算現額と収入済額との差が1,500万円余ございます。

これは、当該補助の大部分を占める医療事業の対象者の方、具体的には水俣病関係の手帳所持者の方の人数の減によるものでございます。

なお、県の歳入予算は、年度末に減額補正しておりますが、国からの補助金は、年度当初の申請額により交付されるため、差額が生じたものでございます。この差額につきましては、本年度、国に返還いたします。

次に、11ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3段目の公害保健費を御覧ください。

不用額が1億8,300万円余ございます。

これは、主に水俣病総合対策費等扶助費における対象者の方、具体的には、先ほどと同じく、水俣病関係の手帳所持者の方の人数の減により、療養費等の支給実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

最後に、繰越事業について、別冊の附属資料1ページをお願いいたします。

1段目の水俣病関連情報発信事業は、百間排水口樋門扉の架け替えに要する費用であり、地元関係者の意見を反映するための協議に日数を要したため、繰り越したものでございます。工事は、今年4月に完了しております。

2段目の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、物価高騰の影響を受ける水俣病関係事業者への支援に要する経費で、年度内の事業費の確定が困難なため、繰り越したものでございます。支援金の支払いは既に完了しております。

3段目の水俣病関連情報発信支援事業は、水俣病資料館の収蔵庫増築に係る内装工事等に要する経費であります。

国の経済対策に伴い、昨年度の2月補正で予算化した事業であり、年度内に事業が完了しないため、繰り越したものでございます。

現在、内装工事は既に完了しており、エレベーターの設置工事等が残っておりますが、年度内には完了する予定でございます。

水俣病保健課は以上です。

○塚本水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、12ページをお願いできればと思います。

まず、歳入についてですが、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

続いて、歳出でございます。

13ページをお願いいたします。

最下段の公害保健費でございますが、3,620万円余の不用額が出ております。

これは、備考欄に記載のとおり、水俣病の認定検診等に係る支出額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

なお、翌年度への繰越額はございません。水俣病審査課は以上でございます。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

説明資料の14ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

6段目の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助につきまして、予算額に対して収入済額が1億2,973万円余の減額となっております。

これは、国の交付金を活用した高効率空調設備導入工事を翌年度に繰り越したことにより減額となったものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

歳出について主なものを御説明します。

2段目の公害対策費ですが、これは、環境センター運営事業、2050くまもとゼロカーボン推進事業などでございます。

不用額1,161万円余は、主に2050くまもとゼロカーボン推進事業につきまして、EV充電設備整備費が想定を下回ったことなどによる執行残でございます。

環境立県推進課は以上です。

○廣畠環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、飛んで21ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

まず、衛生費のうち、上から2段目の公害対策費でございますが、これは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模開発に際し、環境影響評価が実施される地域開発や公

共事業について、環境に悪影響をもたらさないよう事前に審査、指導を行うとともに、関係機関との連絡調整を図るための環境影響評価審査費などでございます。

不用額200万円余につきましては、人件費及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、3段目の公害規制費でございますが、主な事業としましては、県内35か所の測定局において、光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質の常時監視を行っております大気汚染監視調査事業、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業、保健環境科学研究所における定期的な機器更新を行うための保環研機器更新整備事業等でございます。

不用額1,600万円余につきましては、入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

環境整備費でございます。

主な事業としましては、市町村が実施する水道施設の整備等に対して補助する水道施設整備事業や上天草・宇城水道企業団の企業債利子償還に対して補助する水道広域化施設整備利子補給事業等でございます。

不用額190万円余につきましては、水道施設整備事業に係る人件費及び経費節減に伴う執行残でございます。

環境保全課は以上でございます。

○野田自然保护課長 自然保護課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はありません。

24ページをお願いします。

2段目の自然環境整備交付金につきましては、予算現額に対し、収入済額が1億8,000万円余の減収となっておりますが、主に繰越しによるものです。

3段目の地方創生推進交付金の1,400万円余の減収も繰越しによるものです。

事業の繰越しにつきましては、後ほど附属資料により説明をいたします。

続きまして、歳出について説明をいたします。

26ページをお願いいたします。

2段目の鳥獣保護費について、不用額2,100万円余は、鳥獣保護管理員の減による人件費減や指定管理鳥獣捕獲の事業費確定に伴う執行残です。

27ページをお願いします。

上段の観光費について、不用額1億円余は、国立公園満喫プロジェクト推進事業に係る市町村補助事業の所要額の減及び国内示額が予算額を下回ったことに伴う執行残です。

下段の観光施設災害復旧費について、不用額1,300万円余は、工事の施工方法の一部変更に伴う執行残です。

続きまして、今年度に繰越しとなった事業について説明をいたします。

別冊の附属資料の2ページをお願いいたします。

明許繰越しでございますが、繰越理由欄のとおり、施設改修に係る整備内容の検討や設計に日数を要したこと、あるいは、令和6年度2月補正で計上した事業で十分な期間が確保できなかつたことなどから繰り越したもので、いずれの事業も、完了済み、または年度内に完了する予定です。

4ページをお願いいたします。

事故繰越しでございますが、繰越理由欄のとおり、追加測量や対策検討に日数を要したため、あるいは、労働需要の増加により人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、事故繰越を行ったものです。

なお、事故繰越の事業は、9月末までに完了しております。

自然保護課は以上です。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料にお戻りいただけますでしょうか。
28ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損、収入未済ともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、上から3段目、産業廃棄物処理業許可申請手数料が、予算現額に比べ623万円余の増額となっております。

これは、申請件数が当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

飛びまして、30ページをお願いいたします。

下段の環境整備費につきまして、3,697万円余の不用額が生じておりますが、主に海岸漂着物対策推進事業における補助事業の実績減や各事業の経費節減等による執行残でございます。

循環社会推進課は以上です。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

説明資料の31ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続いて、歳出について説明いたします。

32ページをお願いします。

上から3段目、交通安全対策促進費につきましては、交通事故防止に向けた広報啓発や交通事故相談所の運営など、交通安全の推進に係る経費でございます。

不用額88万円余は、交通事故相談員の報酬等の執行残でございます。

次に、4段目の諸費につきましては、犯罪の起きにくい安全安心まちづくりの推進や犯罪被害者等支援などに係る経費でございます。

不用額438万円余は、犯罪被害者等見舞金の給付実績が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

33ページをお願いします。

上から3段目の青少年育成費につきまして

は、有害環境の調査や携帯電話フィルタリングの普及促進、小中高生を海外へ派遣するグローバルジュニアドリーム事業に係る経費でございます。

不用額52万円余は、旅費等の執行残でございます。

最後に、農業総務費につきましては、産地偽装対策における調査や巡回指導、食の安全安心確保に係るセミナー開催などに係る経費でございます。

不用額128万円余は、食品の検査費用や旅費等の執行残でございます。

くらしの安全推進課は以上です。

○浦田消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

全ての歳入につきまして、不納欠損及び収入未済はございません。

上から2段目の地方消費者行政強化交付金が、予算現額に対して617万円余の減となっております。

これは、当初の所要見込額を実績額が下回ったものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

消費者行政推進費は、県の消費生活センターにおける消費生活相談や啓発事業、市町村の行う消費者行政への補助金、多重債務者への生活再生総合支援事業、食品ロス削減推進事業などを主な事業としております。

1,487万円余の不用が生じておりますが、その主な理由は、市町村補助金の実績額が予算額を下回ったこと及び経費節減に伴う執行残でございます。

消費生活課は以上でございます。

○小佐井男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料の36ページをお願いいたします。まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

最下段の年度後返納でございますが、これは、くまもと県民交流館パレアが入居するテトリアくまもとビルの管理組合に対して毎年支出している管理費等の負担金について、平成14年度から令和5年度分のエレベーター管理費に関する負担金を過払いしていたことが判明したため、管理組合から過払い金全額の返還を受けたものでございます。

歳出につきまして、続きまして、37ページをお願いいたします。

最下段の社会福祉総務費でございますが、これは主にくまもと県民交流館の管理運営経費及び女性活躍促進事業を含めました男女共同参画推進のための事業経費です。

不用額につきましては、いずれも事業の執行残によるものでございます。

男女参画・協働推進課は以上です。

○山本人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

38ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、3段目の社会福祉施設整備費補助が主なものです。

これは、主に令和7年度への繰越しによるものです。

繰越しにつきましては、後ほど附属資料により御説明いたします。

次のページ、歳出につきましては、不用額を中心御説明いたします。

上段の諸費については、人権に関する広報啓発、研修等の経費節減に伴う執行残が主な理由です。

次に、下段の社会福祉総務費については、地方改善事業費に係る市町村の補助金交付申

請額が当初の予算額を下回ったこと及び人件費等の執行残が主な理由です。

地方改善事業費とは、市町村が設置、運営する人権啓発の住民交流拠点となりますコミュニティーセンターである隣保館の運営や施設整備への支援等に要する経費です。

最後に、繰越しについて御説明いたします。

別冊の附属資料5ページをお願いいたします。

繰越しの理由ですが、市町が行う隣保館改修に係る事業計画の変更等に不測の日数を要したため、繰り越したものです。いずれも年度内の完了を予定しています。

人権同和政策課は以上です。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川收委員 環境政策課、1ページ、熊本県の歳入のほうからですけれども、2段目の熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等の特別会計ということで、25億1,800万円が調定されているということあります。

その他、2ページ以降もずっと続いていきますけれども、いわゆるチッソに対して熊本県が法的に貸し付けているお金について、償還も含めて今どういう状況になっているのかということをちょっと説明いただければと思います。

かなり複雑で非常に難しい部分がたくさんあることはよく分かっておりますけれども、原則として、この水俣病の解決に当たって、患者補償に対する部分については、原因企業であるチッソが、その分を担わなければならぬという大前提、PPPの原則というもの

があって、チッソの患者補償が行われているという大原則、これをやっぱりしっかりと我々が分かっておかなければならぬということあります。

また、何年だったか、もう忘しました。もう随分前ですけれども、閣議決定、閣議了解として、熊本県には、このチッソの患者補償に対する部分については迷惑をかけないと、国の責任でやっていくという大前提、これも我々が忘れてはならない大きな大前提だと思ってます。

その2つの前提がある中で、これまで、患者救済のために、チッソに国がお金を貸して、足らなければ県も貸して、県が県債を起こして、わざわざ県債を起こして貸して、それを国が交付金という形で裏打ちしてくれる、補充するという、非常にこうぐるぐる回しながらやっている事業であります。これはまだこの先も随分続いていくだろうというふうに思ってまして、貸付残高がどの程度あるのか、これから出さなければいけないお金がどの程度になっているのかという全体像がちょっと見えにくくなっているなということを私感じております。

今年も、単年の予算としてはこうやってきっと説明していただいてますけれども、あと、いつから始まって、どのくらいの額かって、どの程度毎年——もちろん、チッソの会社の経営がいいときは、チッソ自らちゃんと返還していただいてますけれども、最近はそうでもないような年のはうが多いみたいな気もしております。厳しい経営環境にあって、それをやっぱり補填していくかざるを得ない。その理由の一つは、やっぱり原因者負担の原則、PPPの原則というものを壊せない、壊したらいけないという大きな部分と、それから、水俣地域におけるチッソの地域振興的な大きな役割というのも加味された話だというふうに思っておりますけれども、今言った点について、ちょっと漠とした質問で申し訳

ありませんが、御説明いただければと思います。

○木原環境政策課長 環境政策課でございます。

今御質問いただきました件、まず第1点が、今チッソの公的債務の残高でございます。こちらが償還予定の利子も含めまして、2,147億円弱でございます。

それから、先ほどの平成12年の閣議了解に基づく金融支援抜本策につきまして、簡単に御説明いたしますと、前川委員おっしゃいましたとおり、こちらの金融支援策は、国の万全の措置の下に今進めているところでございます。

チッソの公的債務の残高は、今現在、私からまず説明しましたとおり、毎年、子会社のJNC単体の経常利益から水俣病の患者補償等を支払った後、可能な範囲で県に償還するというルールになっております。

今年度も、実際、経常利益額から患者補償等を引きますと、可能な額はゼロ円ということで、公的債務の返済はあっておりません。そのあってない中で、県債の約定償還というのが毎年発生するもんですから、そちらにつきましては、国の補助金と国の交付税措置でほぼ全額補償していただいているところでございます。

チッソの県債の残高は残ってますけれども、今申し上げましたとおり、県債の約定償還はどんどん行っておりますので、このまでいきますと、最も県債で残りそうのが、特別県債といいまして、今チッソに返済のために貸し付けて、そこからチッソが返済してもらっているという仕組みの県債がございますけれども、そちらが令和25年以降にも償還が続きますけれども、それ以外は、それまでの間に県債の償還自体は終わる予定でございます。

おおむねスキームとしては以上でございます。

○前川收委員 ありがとうございました。

2,147億円弱の償還が残っている、チッソの債務があるということありますから、やっぱりこれをしっかりと償還していかなければいけないし、チッソとしては、その責任をしっかりと払ってもらわなければいけないという前提だというふうに思ってまして、ちょっと気になってたのは、国が万全の措置を講ずるという部分について、きちんと履行されているのかということが気になっておりまして、県債も随分発行しておりますし、その県債で発行せざるを得ない条件だったということ、そして、チッソがきちんと償還してくれればいいんですけども、チッソがなかなか、県債償還分が滞っているということ、そのことを国がまた補填してくれているということでしょうから、ずっと償還が、もし県に対するチッソからの償還がなければ、これはずっと債務は残ったままということになると思いますが、そこはどうなります。

○木原環境政策課長 環境政策課でございます。

委員おっしゃるとおり、チッソからの返済がなければ、チッソ貸付金の残高は残ったままになる予定でございますけれども、現在、国とともに、国も関係省庁等が入って、県も環境生活部が入りまして、連絡会議というのを毎年開いております。その中で、チッソの経営状況の報告とチッソへの毎年の経営改善の申入れというのは、毎年国からも県からも行っているところでございます。

現在、そのような中で、チッソの県債がここ数年できておりませんが、チッソも業績改善計画というのをつくりまして、業績改善を図っているところでございます。そして、県債の償還が滞った不足した額については、国から補助金と交付税措置は今のところ全額いただいているところでございます。

○前川收委員 もう一回確認ですけれども、県債そのものは、債務は減りはしませんと、ただ、県が出した分、要するに償還してもらえたなかった分は、国から補助で賄っていただいているということですかね。それは間接的にチッソにその償還分を補助したという話にはなってないんだと思いますけれども……。

○木原環境政策課長 チッソへの貸付金の額自体は減っておりませんけれども、県がチッソに貸し付けるために発行した県債の約定償還分は毎年減っております。その額は徐々に減っていって、県の借金は、毎年毎年減っているような状況でございます。チッソの貸付金は、チッソの返済がない限り減ってないというような状況でございます。

○枝國政策審議監 政策審議監の枝國でございます。

今前川委員のほうからお話がありました件でございますけれども、先ほど、木原課長のほうから、県がチッソに貸し付けている金額としては2,147億円弱という話でございましたが、今県が負っている、要は県の県債の残額でございますが、これは114億まで減っております。

今の見込みでいきますと、一番大きな県債額というのは、患者県債と呼ばれるもので、昭和53年から発行していたものが一番多額の県債だったんですが、今の見込みでは、令和11年頃には、県の県債の支払いは国のほうに全部置いてしまう予定でございまして、その次に残っておりますのが、平成22年の一時金県債が残っていたんですが、これが令和14年度には県のほうは支払いを終える予定でございます。

ただ、今環境政策課長のほうから申し上げたとおり、抜本策、平成12年の抜本策により

まして、チッソが支払えない部分に関しては、補助金と特別県債で発行しておりますので、その県債に関しては、しばらく発行することが恐らく必要であろうというふうに思っておりますので、それに関しての返済はしばらく残っていくというふうな見込みになっていきますが、チッソの2,147億円に比べまして、県の債務自体は114億円になるということで、ちょっと補足させていただきます。

以上でございます。

○前川收委員 委員長、すみません、最後です。

ありがとうございました。

非常に複雑なんすけれども、水俣病の患者を救済していくということ、これが一番大事な部分でありますから、その部分がどうやって行われているかという、その仕組みがだんだん風化していく分かりづらくなっています。私は懸念材料の一つがありました。

そもそも、原因者負担の原則の中で、きっとそれは原因企業が負担しなきやならないという原則は崩せないということ、それをしっかりと守ること、それからプラスアルファで、そのことは熊本県が負債を負うわけじゃなくて、国がやっぱり責任を持つという、その2つの原則については、時々、今の債務の状況とその償還の状況と、そういう内容については確認をしたかったというところでありますので、よくは分かりませんけれども、ざくつと分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありますか。

○高島和男委員 説明資料の30ページで、循環社会推進課。

最下段の環境整備費の中で、プラスチック

ごみ対策事業ということでお尋ねしたいと思いますが、海の生態系、ひいては私たち人間生活にも影響を鑑みると、1,300万円余という額は決して大きくはないですけれども、大切な事業であるというふうに私は考えております。

資料によりますと、チラシを2万5,000部、バッジを1万個作成した、協賛店舗で配布されたとのことですけれども、この取組というのは、毎年のことなのか、あわせて、県民や事業者への意識啓発にどのような成果をもたらしたのか、お尋ねいたします。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

プラスチックごみ対策事業の詳細についての御質問ですけれども、まず、お話をあった取組内容、ポスターや缶バッジの配布ということですけれども、この事業そのものは昨年度から開始したものでございます。

もともと、この取組をやった目的というのは、プラスチックごみ対策に積極的に取り組んでいる事業者さんを県のほうで周知するプラスチックスマート事業というのをやっておりまして、そこの取組に賛同していただいている270ぐらいの事業者さんがいらっしゃるんですけども、そこに対しての取組を消費者の方に知ってもらおうということで、その事業者のお店なり何なりにお客さんが来られたときに、こういった取組に賛同しますというお客様の了解を得た上で、そのバッジを配るという事業をやっているところでございまして、その事業の効果ということなんですが、実際、具体的な事業者名は伏せておきますけれども、県内で数百のチェーン店舗を展開している事業者さんが、こういった取組に賛同したいというような申出もあっておりまして、それなりに受け入れられているものと思います。

今後の事業展開ということなんですが

も、引き続き、プラスチックスマート事業というのを継続的にやって、具体的には、使い捨てのプラスチック製品をお客さんに提供しないとか、あと、バイオプラスチックとか再生利用プラスチックでできた製品を提供するとか、そういう取組を推奨する事業ですけれども、これ自体は継続的にやっていきたいと思っているところでございます。

インセンティブとしての缶バッジの配布とか、そういう具体的なメニューに関しては、これは都度都度見直していきたいと思っているところです。

以上です。

○高島和男委員 答弁にも今おっしゃったように、啓発も大事だけれども、やっぱり今後は行動にも移していくというようなこともおっしゃったと思うので、確かに私は、やっぱり農漁業あるいは観光業など、現場でのプラスチック削減をいかに実践していくかというのが、これから本当に大事になってくると思いますので、ぜひ行動にも移していただくように、来年度以降またしっかりと実施をしていただきたいと思います。

以上です。

○高木健次委員長 村岡課長、もうちょっとマイクに近づけて、大きな声で発言を。

○村岡循環社会推進課長 今の御指摘に対して補足させていただきますけれども、1つは、やっぱりプラスチックの排出減ということで、漁業関係と農業関係からの排出というのが、それなりの割合を占めているというのが過去の調査で分かっておりまして、これに関しては、かなり以前から、農業サイド、漁業サイド、漁協とかと連携して、現場のほうで、そういうプラスチックの不適切な保管がないかとか現場を回っていただいて、適時、周知啓発をすると、そういう事業は、かなり前

から取り組んでいるところでございます。

○高木健次委員長 いいですか。
ほかに質疑はありませんか。

○西聖一委員 2点お尋ねします。

自然保護課の繰越事業の件ですけれども、インバウンド対策でようやく予算がついて、こういうトイレの整備であったり、自然歩道の整備に予算がついたと思うんですけども、本当に、トイレの問題は、観光地において大変な問題になっていると思うんですけども、当初計画どおりというか、当初計画の中にきちんと盛り込んで今後やっていく計画があるのか。この予算がついたからやりますという話では、なかなかインバウンド対策が進まない、観光地対策が進まないかなと思うので、そこら辺は商工労働部とも連携しながら、計画的な取組をされたらいいんじゃないかなというのが1点と、もう一点が、男女参画・協働推進課の36ページの返納金の話ですけれども、今お聞きしたら、平成14年から令和5年分の過払い金というお話ですけれども、どういういきさつでこういう事態が発生したのかなというのをもう一回お聞きしたいのと、あと、通常でいえば、事案が発生しても、過年度遡求って5年ぐらいが普通じゃないかなと思うんですけども、この平成14年分まで遡る意味があったのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○野田自然保護課長 自然保護課でございます。

西委員御指摘の、まず、せっかくつけた予算を多額繰越しをしているという点につきましては、当課においても、できるだけ繰越しがないように努めてまいっているところではございますが、大体国立公園等の自然環境が豊かなところを対象に、トイレとか駐車場とか整備している状況でありますけれども、そ

の中で、火山ガスでありますとか、結構自然環境が厳しいところでの工事の施工等々もありまして、不測の事態に関する調整とか、そういういたものにどうしても時間を要してしまうという傾向がございます。

そこにつきましては、事業主体である市町村でありますとか、我々県で直営しているところにつきましては、県の振興局あたりと、今後、そういういた繰越しがないような早期発注、そして早期の竣工に努めるように、一層尽力してまいりたいと思います。

2つ目が、トイレの整備につきまして、先ほど言いましたように、国立公園等の施設整備について、うちの所管で主な対象がトイレと駐車場等になります。あと、あずまやとかもございますけれども、特にトイレの問題が一番難しいところでございます。補修関係の情報も隨時各地からいただいているところで、対症療法的ではございますけれども、速やかなそういういた復旧あたりは、その都度進めているところであります。

一方で、計画的なトイレの整備につきましても、例えば、大観峰の浄化槽から流れる下水につきましては、過去7年前から排水路の整備あたりを実行しております、向こう10年かかる予定なんですけれども、そういういた排水路の整備あたりは計画的に今施工しているところであります。

トイレにつきましては、大小様々ないろんな懸案といいましょうか、問題がございますので、それぞれ計画的あるいは速やかな対応を今後もやってまいりたいと思います。

以上でございます。

○小佐井男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

先ほどの年度後返納についてでございますが、先ほども申し上げましたが、くまもと県民交流館パレアが入居しておりますテトリアくまもとビルの共用部分の管理費や修繕費に

つきましては、当該ビルの共用持分の割合によりまして、負担金として出しているところでございます。

なので、今回、ロビーとかエレベーターとか、いろいろ共用の部分がございますが、それぞれ使う割合に応じてといいますか、細かく計算がされておりまして、今回、たくさんあるエレベーターの中で、1つの貨物用エレベーターが、パレアのほうは利用していないんですけども、利用しているといういで計算されていたということで、過払いになっているということになっております。

22年間分返していただいたんですけども、今回この過払いが発生した経緯といたしましては、初年度、パレアができた1回目の負担金の計算の時点で、今先ほど申し上げた利用負担の計算ミスが発生しております、その後、たまたま22年間にわたってエレベーターの保守管理費のほうが増減がなかったので、結局、前年度の額がずっと引き継がれてきていたということでございます。たまたま令和5年度にエレベーターの保守費が上がったので、再計算ということでやっているときにミスに気づかれたということで、管理組合のほうからお申出がございました。

時効の援用とか、そういうことも検討はいたしましたが、管理組合のほうから、時効は援用をせずに全額を返したいというお申出がございました。また、逆に言いますと、こちらから、利子発生なども考えたんですけども、全額返していただけるということで受け取った次第でございます。

以上でございます。

○西聖一委員 何か民法じゃないけれども、普通は5年ですから、相手方がそれでどうしているということで受け入れをしたということで理解していいんですね。はい、了解しました。

○小佐井男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

西委員おっしゃるとおりに、相手が返してくださるということでしたので受け取りました。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○西聖一委員 はい、いいです。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

説明資料の35ページ、消費生活課さんの消費者行政推進費についてお尋ねをしたいと思います。

不用額も1,400万なんですけれども、説明の中で、消費者行政推進事業等に係る補助所要額の減という御説明がありました。いただいている主要な施策の成果の中に細かく書いてあります、49ページですけれども、対象の市町村が22市町村で書いてあるんですけれども、これは手を挙げたところなんですかね。何か少ないような気もするんですけれども……。市町村補助の実施ってありますよね。

○浦田消費生活課長 地方消費者行政推進事業と申しますのは、市町村の相談員さんの人件費であるとか啓発事業とか、そういったものを国の交付金を使ってやる事業なんですけれども、一旦県を通して市町村に補助するような形を取っております。

この22市町村が、その対象となっておりまして、割かし全国的な枠は決まっておりますので、多めに申請して実績で落とすというようなやり方をしておりまして、この22市町村がその対象となっております。

で、委員おっしゃったとおり、1,400万と

いう額、大きゅうございます。ただ、これにはちょっと書いておりませんが、消費生活相談員が13名、消費生活課おりまして、その方たちの人件費の減がちょっと大きゅうございまして、そこも含まれております。そういう内訳でちょっと大きくなっている状況でございます。

○前田憲秀委員 じゃあ、もう一回確認ですけれども、その22市町村というのは、手を挙げたけれども、対象にならなかったというような市町村はないということでいいんですね。

○浦田消費生活課長 消費生活課です。

おっしゃるとおり、22市町村、それぞれ事業費として申請を国に上げまして、対象には全部なっております。そして執行残が残ったという状況でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

先ほども相談員のお話がありました。この相談員も、なかなか相談の時間帯とか集中して大変というお話があったんですけども、相談員というのは、もう十分足りているということなんですかね。

○浦田消費生活課長 相談員13名、今県のほうで配置しておりますけれども、年間4,300件相談を受けております。足りているという状況ではございまして、ちょっと残が400～500万、人件費で出たんですけども、これは、昨年度介護休暇とか病気休暇を取った職員がおりまして、昨年度まで病気休暇というのが無給休暇になっておりましたので、そういう点で減額が生じたというところでございます。

○前田憲秀委員 じゃあ、相談員は十分足りているということですかね。今おっしゃった

ように、この49ページにも相談件数4,365件とあります。じゃあ、この傾向はどうなんでしょうか。増えている傾向なのか、今後も含めて。

○浦田消費生活課長 県は4,300件ほどございますが、市町村と合わせますと、大体年間1万6,000件ほどございます。で、割合からしますと、県が3割、市町村が7割という状況でございます。

その中で、ここ2～3年の傾向でございますが、だんだん市町村の相談窓口に寄せられている相談件数のほうが多くなってきております。これは、市町村の相談窓口の機能が充実してきたというところの表れかとは思いますが、そういう傾向で、若干県の割合は少なくなってきた状況でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

恐らく、やっぱり相談の内容も多岐にわたって、相談件数、相談しやすい環境も整ってきているということで増えてくるんじゃないかなと思います。

今市町村の割合が増えてきているということなので、先ほど、22市町村、これが差がどうなのかなという気もしたんですけども、どこにいても、やはり同じ思いで相談ができるような、そういう体制づくりというのは、今後も常に注視をしていただきたいなど、そういう要望もさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前川收委員 すみません。2回目で申し訳ありません。

29ページ、循環社会推進課の産廃税の基金の預金利子ということで232万、これは収入済みで不納欠損もありませんけれども、気に

なったのが、この産廃税の本体ですね。これは、あくまで基金のほうの利子でしうけれども、産廃税本体が、たしか九州、山口で、それぞれの県議会で同文議決をしてつくられた目的的な産廃税だというふうに思ってまして、それは今でもきちっと徴収されていると思いますが、これは基金のほうのやつですけれども、本体の部分が、今どのくらい産廃税として熊本県の税収があるのか、そして、それはどう使われているのか。

あの当時の議論の中では、いわゆる産業廃棄物については、市町村にかなり負担がかかるから、そういう周辺整備に使ってくださいとか、いろんな用途があったというふうに思いますけれども、ちょっとこの今回の資料で私が見つけられませんけれども、どのように使われているのかも含めて、それと税金がどのくらい入ってきてているのか、その推移も教えてください。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

まず、産廃税の税収額ですが、おおむね1億円ぐらいが入ってきております。年によって増減はありますけれども、おおむね1億円ぐらいというところでございます。

そして、どういった用途に使っているのかということなんですけれども、30ページの歳出のほうに幾つか環境整備費ということで上げてある事業から例に取らせていただければ、備考欄のほうに事業の概要でリサイクル製品等利用促進事業というところがありますけれども、もともと産廃税というのは、リサイクルを促進するというところが目的の一つですので、そういう目的のために、こういった事業を起こしてやっているというところでございます。

あと、ここには書いてございませんけれども、委員のほうからお話をあった最終処分場の周辺の自治体への環境整備等に関する事

業はないのかということですけれども、周辺環境整備補助金というのを設けておりまして、最終処分場が立地する自治体に対して、周辺の環境調査であったりとか、あと周辺の道路とか、そういったインフラ的なものへの整備に対して補助をすると、そういった事業を以前からやっているところでございます。

以上でございます。

○前川收委員 たしかつった当初は、5億ぐらい産廃税が入ってきてたかなと思ってましたけれども、もう非常に減ってきているな。5億はちょっと根拠は分かりません。私のぼやっとした記憶でしかありませんので。でも、随分減ってきたなということは、相対的には、リユース、リサイクル、リデュース、そういった全体に捨てずに使うという形がだんだん普及てきて、最終処分というものが減ってきているということで受け止めればいいですかね。委員長、お願ひします。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

委員御指摘のとおりでございまして、3Rが進んできた結果ということで、産廃税が創設された当初は、県内の最終処分量も、60万とかそのくらいの量を超える量があったんですけども、今現在は10万ぐらいまで落ちておまりまして、やはり、それだけこれは当初の目的を達成しつつあるというところで、非常に好ましいところではございます。一方で、当然、税収の減にはつながっているというところです。

あと、もう1つ補足ですけれども、税収は、当初よりはもちろん落ちてはいるんですけども、ただ、ここ5~6年、ある程度1億のレベルで落ち着いてきているというところでございます。

以上でございます。

○前川收委員 そういう時代の背景が変わら、その産廃の役割も少しずつ処分量としては減ってきてているということだと思いますが、でも、最終的にこれがなくなったら、もう社会が回らなくなるというのは、熊本地震の後に県が造っていただいている南関の産廃処分場等があつて助かったという部分もございますので、そこはしっかりと、ゼロになったら我々の社会生活は保たれないということを前提に取り組んでください。

以上です。ありがとうございます。答弁要りません。

○高木健次委員長 ほかに質疑はございませんか。

○南部隼平委員 21ページですけれども、環境保全課の公害規制費というところで、ここで、水質の環境の監視とか地下水質の監視事業というのがありますけれども、これは主に環境モニタリングであるとか、水質の量のTSMCに関わるところも入ってきていると思いますけれども、この中で、特に環境モニタリング、約1万種類ぐらいを調べて、年に5回ぐらいされているというところで、先日、5月だったですかね、その公表をされまして、こういった量のほうは、ある程度リアルタイムで見れる状況なんですけれども、ここ何か広報の部分とか、そういったところの予算というか、そういったところには、どういうふうに使われているのかなということをちょっとお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○廣畠環境保全課長 環境保全課でございます。

今委員御指摘の量に関する推移等については、リアルタイムで確かに情報発信できるような形で取り組んでいるところでございます。質についても、同様に取り組みたいところではあるんですけども、なかなか、その量と

違って質に関しては、いろんな項目を測ってやっているところがあるので、データ量がかなり多くなります。ですので、そこら辺は同様な形で、ある地点を落として、そこをクリックすると、いろんなデータのところに飛べるような形で、今そういうシステムをつくるような形で取り組んでいるところでございます。

その中では、地点をクリックすると、エクセルの表のところに行って、グラフで、ある項目については、こういう推移をしている、ある項目については、またこういう推移をしているという形で、より分かりやすくなるような形で、そういうシステムを今年度中に組み立てようと今考えているところでございます。

○南部隼平委員 ありがとうございます。

その量の問題は、リアルタイムである程度把握できるということでいいんですけども、その予算としても、少し500万ほど残がありましたし、そういう広報をしっかりと県民に伝えるというか、これは、多分前から私も何度もお伝えしたことかもしれないんですけども、県民の皆さんのが、結構そこへの心配がかなりやっぱりありますので、今のホームページだと、どうしてもそのPDFのデータしかないので、それだとなかなか県民も見に行けないし、ちょっと分かりにくいというところの御意見もいただいておりますので、といった形で見える化していただくと、非常にいいかと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。答弁は大丈夫です。

○高木健次委員長 いいですか。

○南部隼平委員 はい、大丈夫です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで環境生活部の審査を終了

します。

これより午後1時まで休憩します。

午前10時58分休憩

午後0時58分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより商工労働部及び観光文化部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 商工労働部でございます。よろしくお願ひいたします。

説明に入ります前に、まずはおわびをさせていただきたいと思います。

現在配付しております商工労働部の決算特別委員会附属資料の4ページでございますが、誤りがありましたので、正誤2つの資料をクリップ留めで机のほうに置かせていただいております。

訂正の内容は担当課から御説明いたしますが、今後このような誤りがないよう、チェック体制を厳しく強化してまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、令和6年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、商工労働部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

委員長報告第4の共通事項の1「未収金対策について、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて、引き続き適正な債権管理と徴収対策の推進に努めるとともに、外部機

関の活用を図るなど、職員の負担軽減を図ること。」という御指摘についてでございます。

昨年度御報告いたしました未収金のうち、中小企業従業員住宅事業及び認定職業訓練運営費補助金の確定に伴う返還金につきましては、全額が納入されまして、令和6年度中に未収金は解消しております。

一方、一般会計におきまして、営業時間短縮要請協力金及び中小企業等グループ補助金等の財産処分に伴う返還に関するもの、また、特別会計におきまして、中小企業振興資金貸付金に関する未収金がございます。

これらの債権管理につきましては、当初計画に沿った返済が滞ることのないよう、業務委託により定期的に巡回訪問等を行い、債務者の財産状況の把握に努めますとともに、将来返済困難になるような懸念材料が発生していないか、経営状況等の確認を行っています。また、必要に応じ、専門家による経営面の助言を行うなど、新たな未収金が発生するがないよう、債権管理に努めているところです。

次に、徴収対策についてです。

債務者の資力調査等を実施した上で、資力に応じて返済するよう催告をしています。さらに、返済に至らない債務者については、専門家である弁護士への相談や民間の債権回収会社を活用した催告、担保物件の処分等の措置など、各債務者に応じた手段を用いながら、債権回収に取り組んできたところでございます。

一方で、債務者の事業中止や連帯保証人の高齢化などによりまして、現実的に回収が困難と判断される案件もございます。こうした事案につきましては、貸付関係規程に基づく徴収停止の手続を進め、債権放棄に係る取扱いの要件を満たしたものについては、議会の御承認をいただき、不納欠損処分を行いました。

引き続き、未収金の解消に向け、適切な処理に努めてまいります。

続きまして、令和6年度決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

お手元の資料の1ページ、令和6年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

当部に関連する会計は、一般会計と4本の特別会計がございます。

まず、歳入でございます。

左側の歳入でございますが、一番左、歳入の欄の最下段、予算現額673億2,561万円余に対しまして、収入済額が597億9,266万円余、不納欠損額が9億1,920万円余、収入未済額が22億2,641万円余となっております。

不納欠損額と収入未済額の主なものは、中小企業振興資金貸付金に係るものでございます。

次に、右側の歳出でございます。

歳出の最下段、予算現額830億5,654万円に対しまして、支出済額が701億4,009万円余、繰越額が76億6,098万円余、不用額が52億5,545万円余でございます。

繰越額は、主になりわい再建支援事業など災害復旧に係るものや、物価高騰対策事業に係るものでございます。

また、不用額は、なりわい再建支援事業の予算の付け替え及び実績確定に伴う執行残、また、企業立地促進資金融資の新規貸付けや企業立地促進補助金の申請額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が商工労働部決算の概要でございます。

詳細につきまして、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○佐藤商工政策課長 商工政策課でございま

す。

初めに、定期監査における指摘事項が当課にございましたので御説明いたします。

お手元の監査結果指摘事項の資料をお願いします。

指摘事項は、事務所賃借料等について支払いが遅れ、遅延利息が発生している。支払遅延防止法に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底することというものでございます。

具体的には、令和6年11月分の福岡事務所の借り上げ料及び共益費につきまして、支払い遅延を生じさせたものでございます。

支払い遅延判明後は、速やかに不動産管理会社に陳謝の上、請求額を支払い、遅延損害金については辞退を受けております。

支払いが遅れた原因といたしましては、同年10月の組織改正、人事異動に伴う多忙等により、請求書受領確認が不十分であったこと、加えて、組織的なチェック体制が十分に機能していなかったことが上げられます。

再発防止策といたしましては、実務で行っています支払い管理表に請求書の到達予定期日を記載するよう様式を見直すとともに、支払い手続完了後にも必ず管理表へ記入し、ほかの班員とも確認を行うこととしております。

今後とも、組織的なチェック体制の強化を図り、適正かつ確実な会計事務処理に努めてまいります。

監査の指摘事項につきましては以上でございます。

次に、決算特別委員会説明資料の3ページをお願いします。

歳入でございますが、3ページ、国庫支出金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額に1億8,459万円余の差が生じております。

これは、この後別冊で説明いたしますが、令和6年度2月補正で成立した事業に係る繰

越しによる減によるものでございます。

4ページをお願いします。

諸収入につきまして、2つの目に合わせまして、1,163万円余の収入未済が発生しております。

これにつきましても、後ほど附属資料で説明させていただきます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出につきましては、不用額の大きいものなど、主なものについて説明をいたします。

まず、同ページの上段、一般管理費でございますが、人事課から特別配当を受けました職員の時間外勤務手当等でございます。

この項目につきましては、商工労働部内の各課分を商工政策課にて一括計上しております。

7ページをお願いします。

下段の商業総務費の不用額1,139万円余は、主に商工労働部政策調整事業とくまもと産業復興エキスポの委託事業実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

8ページをお願いします。

上段の中小企業振興費の不用額1,721万円余でございますが、これは、主に運輸事業振興助成費補助、商工会商工会議所・商工会連合会補助など、補助事業の執行残でございます。

また、翌年度繰越し額の欄に1億6,900万円と記載しておりますが、これにつきましても繰越しに係るものでございますので、附属資料で説明させていただきます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいたします。

1ページをお願いします。

令和6年度繰越し事業調べの明許繰越しについて御説明いたします。

トラック物流燃費向上支援事業ほか2事業につきまして、国の経済対策による交付金を

活用いたしました、令和6年度2月補正において予算化いたしましたが、年度内に十分な事業期間を確保できなかつたため、令和7年度に繰り越したものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

令和6年度収入未済に関する調べについて御説明いたします。

先ほども少し御説明いたしましたけれども、諸収入について、2つで1,160万円余の収入未済が発生しております。

具体的には、違約金及び延滞利息につきまして443万円、また、雑入として720万円余でございます。

これは、新型コロナ感染症対策としての営業時間短縮要請協力金の交付決定の取消しに伴う返還金4件分でございます。

うち1件につきましては、営業許可書の偽造による不正受給の案件でございまして、逮捕、起訴されたことから、起訴事実などを踏まえ、返還手続を進めたため、表2にございますように、令和6年度に新たな収入未済額として発生したものでございます。

この件も含めまして、債務者の経済的理由などにより、一括返済が困難なため、令和6年度中は一部の返還にとどまったくものによるものでございます。

10ページをお願いします。

令和6年度の未収金対策に記載しておりますが、納入の継続的な働きかけを実施するなど、引き続き未収金の回収に尽力してまいります。

商工政策課は以上でございます。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

決算につきまして、主なものを御説明します。

説明資料にお戻りいただきまして、10ページをお願いいたします。

国庫支出金のうちの上段の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額に7億5,357万円の差が生じております。

これは、主に商店街等売上回復支援事業等を令和7年度に繰り越したことによるものでございます。

また、下段の中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助につきまして、予算現額と収入済額に32億3,473万円余の差が生じております。

これは、主になりわい再建支援事業を令和7年度に繰り越したことによるものでございます。

11ページをお願いします。

下から2段目の基金繰入金のうち、新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金繰入金につきまして、予算現額と収入済額に1,557万円余の差が生じております。

これは、従来のコロナ資金の保証料補助等の財源としていますが、その後に創設した借換え需要に対応する資金への借換えが進み、従来の資金では融資残高が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

12ページをお願いします。

一番下の段の各種団体精算返納金につきまして、予算現額と収入済額に3,137万円余の差が生じております。

これは、中小企業等グループ補助金の財産処分の案件が補正予算後に発生したことによるものでございます。

また、1億6,348万円の収入未済額がございますが、これにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

続きまして、14ページをお願いします。

一般会計の歳出でございます。

このうち、主に不用額の大きいものについて御説明します。

商工費の商業総務費において、1,475万円余の不用額が生じております。

これは、主に商店街等売上回復支援事業等において、実績額が当初の想定を下回ったことに伴う執行残でございます。

また、1億8,600万円の繰越額が生じておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、下段の中小企業振興費において、6,405万円余の不用額が生じております。

これは、主に中小企業者事業再建・発展支援事業等の国の交付金を活用した事業について、実績額が当初の想定を下回ったことに伴う執行残でございます。

また、4億6,228万円の繰越額が生じておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

15ページをお願いします。

2段目の災害復旧費の商工施設災害復旧費において、20億4,053万円余の不用額が生じております。

これは、なりわい再建支援事業の令和4年度予算の事故繰越分で、令和6年度中の執行ができず、令和6年度補正予算に振り替えられたもの及び実績確定等に伴う執行残でございます。

また、27億1,435万円余の繰越額が生じておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

続きまして、中小企業振興資金特別会計の決算について御説明します。

16ページをお願いします。

中小企業振興資金特別会計の歳入でございます。

上から2段目の繰越金において、予算現額と収入済額に2億2,308万円余の差が生じておりますが、これは、予算現額は、歳出予算に見合う額として繰越金の一部を計上しているのに対し、収入済額は、歳出予算に充当しない余剰金を含む繰越金全額を計上する必要があるため、その差額が生じているものでございます。

また、その下の諸収入におきまして、中小企業振興資金貸付金償還元金、次の17ページの償還利子及び延滞違約金を合わせまして、20億2,842万円余の収入未済額及び9億1,920万円余の不納欠損額が生じております。

これにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

18ページをお願いします。

中小企業振興資金特別会計の歳出でございます。

上から2段目の公債費のうち、その下の段の元金において、761万円余の不用額が生じておりますが、これは、元金償還金が当初の想定を下回ったことに伴う執行残でございます。

続きまして、別冊になりますが、附属資料の2ページをお願いいたします。

令和6年度繰越事業調べの明許繰越しについて御説明します。

まず、1段目から6段目の中小・小規模事業者生産性・売上向上後押し事業までは、物価高等の影響を受ける事業者に対して支援をさらに進めるため、令和6年度2月補正において予算化した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかつたため、令和7年度に繰り越しております。

また、一番下の段のなりわい再建支援補助事業につきましては、国の経済対策による予算措置を受け、令和6年度2月補正で増額した事業であるため、年度内に十分な事業期間を確保できず、令和7年度へ繰り越しております。

3ページをお願いします。

事故繰越について御説明します。

なりわい再建支援補助事業につきまして、他の災害復旧工事との調整が必要になったことなどにより、補助事業者の工事施工に不測の日数を要したために、令和7年度へ繰り越したもので、5件ございます。

飛びまして、11ページをお願いいたします。

す。

令和6年度収入未済に関する調べについて御説明します。

まず、一般会計のうち、各種団体精算返納金の収入未済について御説明します。

上段の1、歳入決算の状況について、1億6,348万円の収入未済がございますが、これは、被災事業者がグループ補助金等で取得した財産の処分に係る返納金に関する収入未済であり、17件ございます。

次に、2、収入未済額の過去3か年の推移でございますが、表の一番右の列の令和6年度におきましては、その左の令和5年度と比較いたしまして、1億2,509万円余増加しております。

これは、高額な案件を含む9事業者の未収金が新たに発生するとともに、一括納付が困難として、令和7年度以降も含めた分割納付を認めた案件が発生したことによるものでございます。

続きまして、3、収入未済額の状況についてでございますが、収入未済額の合計17件のうち、10件につきましては、債務者からの一括納付が困難であるとの申出を受けて分割納付を認め、計画どおり納付しております。残りの7件につきましては、債務者が倒産や破産手続中であるなど、資力がなく、納付が困難な状況にありますが、継続して財産等の調査を行い、分割のほうを提案するなど、引き続き徴収努力を重ねてまいります。

下段の4、令和6年度の未収金対策についてでございますが、ただいまも御説明しましたとおり、一括納付が困難である債務者には分割納付を認め、計画どおりの返納を求めております。

また、財産処分の取扱いを整理した資料を県ホームページに掲載し、手続の必要性及び方法等の周知を図ったところでございます。

12ページをお願いします。

次に、中小企業振興資金特別会計の収入未

済について御説明します。

まず、上段の1、歳入決算の状況について、収入未済額の内訳は、1段目の償還元金が20億221万円余、その下の償還利子が2,612万円余、さらに、下の延滞違約金が8万円余でございます。

次に、下段の2、収入未済額の過去3か年の推移でございます。

まず、表の一番右の列の令和6年度の欄でございますが、新たな未収金の発生はございません。

また、令和6年度の収入未済額の合計は、債務者から返済金1,990万円余を回収するとともに、9億1,920万円余を不納欠損処分いたしましたので、その結果、令和5年度と比較して、9億3,910万円余の減の20億2,842万円余となっております。

13ページをお願いします。

上段の3、収入未済額の状況について、収入未済が生じておりますのは、合計で8件の貸付先となっております。このうち、分割納付中が左の列の計6件、債権額12億1,329万円余となっております。その他は2件、8億1,513万円余であり、既に廃業され、主債務者や連帯保証人の資力もないことから、備考欄に記載のとおり、徴収停止を行っているものでございます。

下段の4、令和6年度の未収金対策について御説明します。

まず、債権回収について、法的解釈や助言を得るために弁護士へ相談し、回収を進めるとともに、弁済のない連帯保証人に対しては、未収金対策基本方針及び貸付先別の処理方針に基づき、電話により催告しております。

また、時効が完成し、事業再開の見込み及び差押え可能な財産がなく、破産免責、相続放棄、時効援用により連帯保証人からの返済も見込めない2件につきましては、議会の御承認をいただいた上で債権放棄を行い、不納

欠損処分を行っております。

15ページをお願いいたします。

令和6年度不納欠損に関する調べについて御説明します。

中小企業振興資金特別会計の2件につきましては、いずれも主債務者である法人が廃業し、連帯保証人も自己破産による免責などの理由で回収不能となっておりました案件で、県の債権放棄基準に該当すると判断しましたため、令和7年2月定例会に権利の放棄についての議案を提出し、御承認を受けた後、9億1,920万円余の不納欠損処分を行ったものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○荒木労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

決算特別委員会説明資料のほうにお戻りいただきまして、説明資料、22ページをお願いいたしたいと思います。

まず、歳入に関する調べでございますけれども、2段目、職業訓練施設整備費補助につきましては、予算現額と収入済額との差が1,855万円余のマイナスとなっております。

これは、県立高等技術専門校の拠点化推進事業を令和6年度から令和7年度へ繰り越したことによ伴うものでございます。

続きまして、次の23ページをお願いいたします。

2段目、職業能力開発施設等整備費補助につきましては、予算現額と収入済額との差が1億892万円余のマイナスとなっております。

これは、実績額が予算額を下回ったことによるもの、あわせて、県立技術短期大学校の管理運営費の繰越しに伴う国庫補助金の減でございます。

繰越事業につきましては、後ほど附属資料のほうで御説明させていただきます。

また、2,287万円余の収入未済がございま

す。

これは、国庫補助金の歳入遅延によるものでございますけれども、収入未済額の内容につきましても、後ほど附属資料において御説明させていただきます。

続きまして、24ページをお願いしたいと思います。

1段目、生涯職業能力開発事業等委託金につきましては、予算現額と収入済額との差が1億5,488万円余のマイナスとなっております。

これは、離職者訓練の受講者の減少や、早期に就職先が決まったことで、訓練生が中途退校したため、事業の実績が予算額を下回ったことによる国庫委託金の減でございます。

続きまして、歳出に関する調べについて御説明いたします。

28ページ、お願いたします。

2段目、職業訓練総務費でございますけれども、2億2,871万円の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、上から2番目、熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業に係る管理委託料及び工事請負費の入札残などの執行残によるものでございます。

次の段、職業能力開発校費でございますけれども、1億9,580万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、上から4番目の離職者訓練事業におきまして、訓練受講者の減少や、早期に就職先が決まったことで、訓練生が中途退校したことなどによります執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料のほうをお願いいたしたいと思います。

こちら、4ページでございます。

4ページの令和6年度、繰越事業調べでございますけれども、先ほど部長のほうから話がございましたように、おわびを申し上げま

す。こちらの記載のほうに誤りがございました。大変申し訳ありませんが、お手元に「商工労働部 正誤表」と記載してあります紙を2枚配付させていただいておりますけれども、そのうちの1つ、丸正と書いてある紙のほうで御説明させていただきます。誠に申し訳ございません。

それでは、令和7年度への繰越事業、2件について御説明させていただきます。

1段目、熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、県立高等技術専門校の建物の再整備に要する工事費等でございます。

民間建設需要の高まりにより、資材の調達が遅れたことから繰越しを行ったものでございます。管理教室棟の改修工事が令和7年7月中旬に竣工するなど、進捗状況は93%となっております。

次の2段目、技術短期大学校管理運営費でございますが、県立技術短期大学校の受変電設備ほか改修工事に要する経費でございます。

民間建設需要の高まりにより、資材の調達が遅れたことなどから繰越しを行ったものでございます。現在の進捗状況は67%で、令和8年1月には竣工予定というふうになっております。

そして、また附属資料のほうにお戻りいただきまして、14ページをお願いしたいと思います。

令和6年度収入未済に関する調べについて御説明させていただきます。

1段目、1、歳入決算の状況の欄、職業能力開発施設等整備費補助における収入未済額2,287万円余でございますけれども、これは、技術短期大学校の昇降機等改修工事に係る国庫補助金につきまして、工事の進捗確認が不十分なまま繰越手続を行ったため、年度内に工事が完了したにもかかわらず、補助金交付が翌年度扱いとなったものでございます。

なお、未収金につきましては、一番下の4、令和6年度の未収金対策の枠の最下段のほうに記載のとおり、8月に国から交付決定されておるところでございます。今後は、情報共有体制のさらなる強化など、再発防止に努めてまいりたいと思います。

労働雇用創生課は以上でございます。

○小松産業支援課長 産業支援課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

決算特別委員会説明資料にお戻りいただきまして、30ページをお願いいたします。

30ページから34ページまでが全ての項目でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

以降、主な項目を御説明させていただきます。

31ページ2段目の地方創生推進交付金及び32ページ1段目の地方大学・地域産業創生交付金につきまして、予算現額と収入済額に、それぞれ2,046万円、3,220万円の差が生じております。

これは、地域未来投資促進事業及び半導体産学官連携推進事業等における事業実績が執行見込額を下回ったことに伴い、国庫補助金が減となったことにより生じたものでございます。

続いて、32ページ2段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額に1億3,883万円余の差が生じております。

これは、後ほど附属資料で御説明させていただきますとおり、製造業DX推進臨時補助事業につきまして、令和7年度に繰越しを行ったことによるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

35ページをお願いいたします。

35ページ最下段の工鉱業振興費につきまして、1億3,139万円余の不用額が生じております。

主な要因は、地場企業立地促進費補助及び半導体産学官連携推進事業において、事業実績及び補助金申請額が見込額を下回ったことによる執行残でございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、別冊の附属資料に基づきまして、繰越事業及び県有財産処分について御説明させていただきます。

別冊の附属資料に飛んでいただきまして、5ページをお願いいたします。

まず、繰越事業について御説明いたします。

5ページ1段目の地域未来投資促進事業につきましては、補助事業者において、当初予定されていなかった地盤改良工事を追加で行う必要が発生したことから、1,818万円余を令和7年度に繰り越したものでございます。

2段目の製造業DX推進臨時補助事業につきましては、令和6年度2月補正で予算化した事業でございまして、十分な事業期間を確保するため、1億698万円を令和7年度に繰り越したものでございます。

3段目の産業技術センター管理運営費につきましては、産業技術センター庁舎の改修工事について、入札手続に時間を要したことなどにより、7,798万円余を令和7年度に繰り越したものでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。

県有財産処分について御説明いたします。

高森町の阿蘇ソフトの村建設用地につきまして、1,248万円余で売却をしてございます。

産業支援課からは以上でございます。

○吉澤エネルギー政策課長 今説明がありました附属資料の繰越事業のほうから説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

附属資料の6ページでございます。

明許繰越しの1行目、RE100電力供給・利用促進事業は、脱炭素先行地域内における再エネ設備の整備に対する補助でございますが、事業者の事業精査等に時間を要したため、令和7年度に繰り越したものでございます。

また、2行目のエネルギー価格高騰対策緊急支援事業は、令和6年度2月補正において予算化したLPガス及び特別高圧の電気に対する支援事業でございますが、使用実績の確認を令和7年度に行う必要があるため、7年度に繰り越したものでございます。

それでは、説明資料にお戻りいただきまして、39ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

40ページをお願いいたします。

上から1段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、予算現額と収入済額に16億円余の差が生じておりますが、これは、主に備考欄のとおり、先ほど説明させていただきました繰越し等によるものでございます。

また、上から2段目の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金で、予算現額と収入済額に1億円余の差が生じておりますが、これも先ほど説明させていただきました繰越し等によるものでございます。

続きまして、歳出について、42ページをお願いいたします。

工鉱業振興費の3,000万円余の不用額については、脱炭素先行地域の補助事業について、事業者の都合等により事業実績が見込みを下回ったことや経費節減等に伴います執行残によるものでございます。

エネルギー政策課は以上でございます。

○山田企業立地課長 企業立地課でございま

す。

説明資料の43ページをお願いいたします。

43ページから44ページにかけ、一般会計の歳入を記載しておりますが、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

44ページ中段の企業立地促進資金貸付金回収金を御覧ください。

予算現額と収入済額との比較欄に2億円の差額が生じております。

これは、新規貸付けの実績がなかったことによるものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、工礦業総務費に14億293万円の不用額が生じております。

主なものとしまして、企業立地促進資金融資の新規貸付けがなかったこと、また、企業立地促進補助金において、補助金交付申請額が見込額より少なかったことによるものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、49ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

繰越金についてですが、予算現額と収入済額との比較欄に6億7,048万円余の差額が生じております。

これは、過去の用地売却収入等の繰越金でございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

51ページから52ページにかけ、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入を記載しておりますが、不納欠損額及び収入未済額

はございません。

52ページ上段の繰越金でございますが、予算現額と収入済額との比較の欄に1,776万円余の差額が生じております。

これは、昨年度の工業団地管理費の執行残を繰り越したものでございます。

次の段の用地造成事業費でございますが、予算現額と収入済額との比較欄に6億9,800万円の差額が生じております。

これは、県債を充てる予定だった工業団地施設整備事業を繰り越したためでございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございます。

一番上の段、商工費に、不用額として2億5,825万円余が生じております。

その主なものは、新規工業団地整備に係る委託など、事業実績が執行見込額を下回ったことに伴う執行残でございます。

それでは、繰越事業につきまして、別冊の附属資料で説明いたします。

7ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計についてですが、菊池市事業区における県営工業団地整備におきまして、実施設計に係る調整に日数を要し、年度内の事業完了が困難なことから繰り越したものでございます。

最後に、17ページをお願いいたします。

県有財産の処分でございます。

セミコンテクノパーク用地の一部を民間企業に売却したものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○渡辺販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、55ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入ですが、不納欠損額

及び収入未済額はございません。

上から5段目の食料産業・6次産業化交付金について、予算現額と収入済額との差が8億7,680万円余となっております。

これは、予算の一部を令和7年度に繰越ししたこと、また、事業実績が執行見込みを下回ったことに伴う国庫補助金の減によるものでございます。

56ページをお願いします。

上から3段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との差が1億6,809万円余となっております。

こちらは、令和7年度に繰越しをしたものによるものでございます。

57ページをお願いします。

一般会計の歳出について、主なものを説明いたします。

農業総務費において、6億9,305万円余の不用額が生じております。

主な理由としては、輸出向けHACCP等対応施設整備事業において、国内示額が予算を下回ったこと、また、その他の事業において、事業実績が見込みを下回ったことにより、補助金等に執行残が出たものでございます。

58ページをお願いします。

商業総務費において、897万円余の不用額が生じております。

主な理由としては、球磨焼酎リブランディング事業や首都圏等県産品販路拡大事業において、事業実績が見込みを下回ったことにより、補助金等に執行残が出たものでございます。

続きまして、商工労働部の別冊、附属資料、8ページをお願いいたします。

令和6年度繰越事業調べの明許繰越しについて説明いたします。

最上段の輸出向けHACCP等対応施設整備事業は、食品産業の輸出向けHACCP等

の対応に必要な施設整備に対して助成を行う全額国庫補助の事業です。

補助事業者において年度内に工事が完了しなかつたため、令和7年度に繰り越して実施をするものです。

2段目から4段目の、食のみやこくまもと県産品ブラッシュアップ支援事業、くまもと県産品消費拡大事業、くまもと県産酒消費喚起強化事業は、関係団体や事業者が行う県産品や県産酒の高付加価値化や販路拡大、消費喚起等の取組の助成に要する経費です。

いずれも、国の経済対策に対応して、2月補正で予算化した事業であるため、十分な事業期間が確保できないことから、令和7年度に繰越しして実施をするものです。

最下段の産業展示場施設改修事業は、産業展示場グランメッセ熊本の駐車場補修工事に要する経費です。

現下の物価高騰の影響による購入計画の見直しや展示、工事計画の確定に不測の日数を要したため、令和7年度に繰り越して実施をするものです。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川收委員 16ページ、商工振興金融課の最下段、中小企業振興資金貸付金償還元金の欄で、不納欠損額が7億9,000万円余出でおります。もう議会で承認しているところでありますけれども、大体、この種の不納欠損が7億円、約8億弱というのは大きいわけありますけれども、毎年毎年こういう不納欠損が出ているのかどうか、これは特別な案件なのかの説明をいただきたいというふうに思つ

てます。

それから、この案件は、もちろんいろんな条件に合わせて最終的には不納欠損ということを我々ももう既に認めてはおりますけれども、今後このようなことがないような回収計画というんですかね、をやっぱりしっかりとくつもらわないと、最終的には県民の税金、国民の税金を貸し付けて、そしてそれが戻ってこなかったということになってるわけでありますから、その点についてのお考えも伺わせてください。

それから28ページ、これは労働雇用創生課ですけれども、職業訓練総務費の中で、不用額が2億2,800万円出ております。内訳については、熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業の不用額ということでありましたけれども、ちょっとその内容について教えていただければと思います。

それともう1つ、これは企業立地課でありますけれども、同様に、45ページ、14億余の不用額が出ておりまして、企業立地促進資金融資の執行残とか、企業立地促進補助金というものの執行残ということですが、一般論というかな、これまで見れば、令和6年というのは、非常に誘致企業が多かったと思ってまして、過去最高の誘致企業数じゃなかったかなと思ってますが、その割には、企業立地促進費補助が使われなかったり、企業立地促進資金融資事業もあまりお使いにならなかったということはなぜなのか、裕福などいうとおかしいですけれども、予算を潤沢に持ってらっしゃる企業がお見えになって、県の補助金を利用する必要がなかったのかなと勝手に想像しておりますけれども、その内容について教えてください。

最後に、附属資料の16ページ、産業支援課、阿蘇ソフトの村建設用地のことで、これは売却なさったことは存じてますし、この売却額について、賛否両論、様々議論があったことも覚えておりますが、あれから約1年た

ちました。売渡先の現在の利用状況、もともと、利用計画をきっちりと精査された上で売却決定をなさったわけでありますけれども、この後10年後までにはこれを目指すという姿があったと思います。10年って長いようであまり長くないんで、ちゃんと、どういう計画が進んでいるのか、これも県民の財産を最終的には売り渡したわけでありますから、ぜひその内容について教えてください。今どういう状況なのか。

以上です。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

冒頭に前川委員から御質問がございました、いわゆる中小企業振興資金特別会計に関する不納欠損等々につきまして御説明を差し上げたいと思います。

まず、今回、昨年度の2月議会で債権放棄について御了解いただいた件でございますけれども、先ほど委員から御指摘ございましたのが、説明資料の16ページの一番下、中小企業振興資金貸付金償還元金のちょうど真ん中あたり、不納欠損額7億9,079万円余の部分と、実はもう1つ、その下、17ページの真ん中ぐらいにございます貸付金延滞違約金1億2,804万円余、こちらを合わせまして、16ページの、またこれも真ん中ほどに戻りますけれども、諸収入の欄、9億1,920万円余の債権放棄について御承認をいただいたということになります。

これまで、債権放棄の例につきましては、昨年はこの2件ございまして、トータルで7件債権放棄の例がございます。また、別に債権譲渡というのも1件ございましたので、それも含めれば8件ということになりますけれども、昨年度、この2件御承認いただきました前が、令和3年の2月に御承認をいただいておりますので、いわゆるこういった債権放棄の案件としましては久しぶりの例ということになります。

とにはなっておりまます。

ただ、どうしても、こちらのいわゆる高度化事業の案件につきましては、かなり古い時期の貸付金に対する、要は不良債権化している分でございますので、今我々のほうでもしっかりと毎年財産の調査等を行いながら債権の管理を行っておりますけれども、今後も幾つか、いわゆる時効が到来することによりまして、また御相談するような案件が出てくるというふうな見込みを持っております。

今できるだけ回収の努力を進めておりまして、事業自体はもう廃業されているというのをございますもんですから、基本的に、今回収できるのは、その相続人の方ですとか、連帯保証人の方々ですけれども、率直に申し上げまして、毎月何万円単位の回収というふうにもなっておりますので、そういった部分を、先ほど御指摘のとおり、どういった、また管理を行って、回収努力を進めていくかというの、引き続き検討していきながら、申し訳ございませんが、当然ながら、いわゆる公平性の担保というところと費用対効果というところも踏まえました上で、先ほど申し上げました、今徴収停止を行っております2件につきましては、議会のほうにまた御相談を差し上げたいというふうに考えております。

また、それに関連しまして、いわゆる回収計画でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今回収できている案件につきましても、非常に月額少額ということもございます。引き続き財産調査を行いながら、いわゆる新しい財産が発見できたような場合には、もちろんそれに対しましても、法的な措置も含めた対応を進めていくということで考えておりますけれども、なかなか、先ほどのような条件もございますので、しっかりと債権管理を行いながら、徴収努力を重ねながらというところでございますけれども、こちらもしっかりと取り組んでまいりたいというようなところで考えております。

以上でございます。

○荒木労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

こちらの不用額につきましては、県立高等技術専門校の寄宿舎、こちらの新築工事に関する分でございます。

こちらにつきましては、発注元の営繕課との協議の中で進めておりますけれども、設計変更等による増額の可能性もあるという話でございましたので、令和6年度に繰り越した結果、最終的には最終精算額との差額が多額という形で、不用額が生じたところでございます。

今後につきましては、営繕課あるいは専門校、工事者等との連携を密にしながら、不用額をできるだけ減らすような形で取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

45ページの一般会計の工礦業総務費の企業立地促進補助金と、企業立地促進資金融資の件で、補助金のほうが11億、貸付金のほうが2億の不用額が生じております。

令和元年以降の交付実績のデータで見ますと、令和6年度の交付実績35億というのが一番補助金の場合も多いというような実績にはなっております。

R3年から5年にかけて、企業誘致の協定件数というのが過去最高3年間連続で記録をいたしました。立地促進補助金につきましては、新設の場合は、協定から5年以内に補助金の申請が可能となっております。増設の場合は、協定から3年以内に補助金の申請が可能となっておりますので、その申請の条件を踏まえますと、今後、令和6年から令和10年にかけて補助金の申請が多くなるというふう

に我々考えております。

で、実際、じゃあいつその補助金の交付申請を企業さんがするのかといいますと、やはり雇用の状況、投資の状況を踏まえながら、経営判断の中で、企業側はよりよいタイミングで申請を図っていかれますので、我々も、予算が適正に執行されるように、企業さんと日頃からやり取りをしながら、いつ申請を行うかというタイミングを確認をしながら予算管理をしております。

ただ、2月補正のタイミングのぎりぎりまで、企業もやはりその補助金申請のタイミングを迷われるところも多かったものですから、今回その2月補正で落とすこともできないまま、ちょっと不用額になったというのが現状でございます。

企業立地課は以上でございます。

○小松産業支援課長 産業支援課でございます。

阿蘇ソフトの村につきまして御質問をいただきました。

この用地につきまして、有効、有益に使っていくことは非常に重要だと考えてございます。

これは、契約書に基づきまして、売り先の相手方の企業から利用計画というのを出していただきまして、これにつきまして承認をしているところでございます。

この利用計画に基づきますと、この利用される民間事業者様におかれでは、高森町で、デーキャンプ施設ですとか、こういうものを整備されまして、高森町の地域の皆様、そして観光客の皆様、こういった方に楽しんでいただける様々な体験活動の場というのを、森林をしっかりと維持、育成しながら提供していくと、こういったような事業をしていくものということで計画を立てておられます。

スケジュールで申しますと、今年度中に開発に着手をされ、そして、5年以内に、実際

にオープンを目指していくということで聞いておりますので、私どもとしましても、しっかりと計画の進捗を注視してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○前川收委員 一番最初の商工振興金融課のほうですけれども、3年ぐらいなかったのが、久しぶりと言つていいか悪いかは分かりませんけれども、結構大型の資金が戻ってこなくなつたと、不納欠損してしまったという前提でありますけれども、この高度化資金というのは、多分、昔、スーパー・マーケットとか、ああいう、地元の人たちが集まって、店舗を造つて、そして経営をなさるという、それがたしか、あつたやつ的一部かなと想像しながら話を聞いておりましたけれども、なかなか、やっぱりこれだけ、9億ぐらいの大きな不納欠損ということになると、さっきも言いましたけれども、我々が、税金を使ってやってください、頑張ってくださいとやつたやつが、当初はうまくいってたのかもしれませんけれども、こうやって頓挫してしまうということは、やっぱり承認する前に、しっかりと計画の内容の精査をしなければいけない、曖昧な計画ではやっぱり、公金でありますから、貸付けというのは非常に慎重になるべきだというふうに思つてますし、一般の金融機関であれば、今は保証人というのはあまり取つてないようでありますけれども、担保をしっかりと取るということで、担保物件がないところには貸さないというような、金融としてのやり方があろうかと思います。担保があれば、こういうことには、不納欠損にはならなかつた可能性もありますけれども、担保は取つてらっしゃつたのか、そして、その担保の回収か何かはあったのか、これは、制度上その担保も要らないんですかね。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課で

ございます。

御指摘の担保につきましては、もちろん担保物件がある場合については全て設定をさせていただいたということがございました。ただ、ほかの、いわゆる借金等々の返済のために、そちらの担保物件、全て処分されておりまして、そこからできる分は取ってはおりますけれども、残っておりますのが、先ほど申し上げました、もう高齢になられてます連帯保証人の方々ですとか、そういった方々からの回収という実態になっているというのが率直なところでございます。

○前川收委員 実態として、もうこれは仕方ない、しかももう議会で承認することも分かってますんで、仕方ないとは思いますが、重ねて、やっぱり公のお金であるという意識をしっかりと持って、事業をするなとは言いませんから、頑張ってやってくださいという言い方にはなると思いますが、審査については慎重にやってもらいたいと思いますし、もう既にこの事業については、高度化資金というのはもうないのかなと思ってます。今でも何か生きてるんですか、同じような案件は。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

こちらの事業につきましても、平成22年度以降に、もう新規の貸付け等は行っておりませんで、もう事実上凍結しているということになります。そのため、新しい未収金が発生するということはないというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○前川收委員 はい、分かりました。しっかりと、こんなことがないように。もう貸さないからもうないかもしねいけれども、似たような案件はいっぱいあると思いますので、そこはしっかりと努めてやってみてください。

それから、職業訓練のほうは、1年先延ばしにして繰り越した上で予算減額、不用が出たということですかね、さっき労働雇用創生課の説明では。繰り越して、そしてその後精算したら不用が出たということですか。

○荒木労働雇用創生課長 委員おっしゃるとおり、まず繰り越しまして、最終的には令和5年度の予算をそのまま6年度に繰り越したんですけども、最終的に設計変更等がかからずに、そのまま不要という形になったという形でございます。

○前川收委員 何となく、そこは不要にせずに予算のほうで措置できたんじゃないかなと思いますけれども、なるだけ不用額を減らす努力はよろしくお願ひしたいと思います。

あと、企業立地課のほうのやつは、誘致企業は、じゃあ、自らの意思で、初年度じゃなくとも、途中で申請ができるわけですか。すみません。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

立地協定から、例えば、新設5年以内のどのタイミングでも、5年以内が申請期限なんですよ、補助金の。なので、3年目で申請してもいいですし、4年目で申請してもいいですし、そこのタイミングは企業に任せてあります。なので、そこは企業さんとやり取りしながら、補助金の申請のタイミングを計っているという状況でございます。

○前川收委員 立地協定というのは、協定を結んだからすぐ建物が建って、工場が動き出すわけではないから、その間の余裕というのは分かりますけれども。とはいって、14億不用額というのは、そもそも、立地協定を結んだところしかやらないわけでしょうから、どの程度結んであって、どのくらいの申請がある

ぞというのは、大体予測はできるはずだと思ってますけれども、ちょっと大きいんじゃないんですか。予測が外れたということですか。どうぞ。

○山田企業立地課長 やはり、そこは、当初見込んでいたところの大体7割ぐらいの執行額ぐらいになっておりますので、そこはしっかりと、我々も今後、企業さんとやり取りをしながら、その申請のタイミングというのをしっかりと見計らって、必要なといいますか、適切な予算の計上というのを考えていかなければいけないかなと考えております。

○前川收委員 今週の月曜日だったか、健康福祉部も同じように決算をしたんですけども、不用額が146億円ぐらいたしかあったんですね。それは、最終的には予算で、財政課に戻して、ほかの事業にも使えるのかなとは——決算だから、不要だから、そうじゃないわけですね。

で、やっぱり不用額を減らす努力というのは、一方で、新しい予算をつくることでしょう、結局。当初予算で組んでて、僅か14億かもしません、皆さんの感覚では。でも、仮にその14億円の予算があれば、別な事業ができるわけですね、ほかの部、ほかの課ですね。ですから、やっぱり不用をいかに生まないかという努力をするということは、逆に言えば、県庁全体、県政全体から見れば、様々な事業のチャンスが新しく広がると、予算があって、できるということにつながると思いますので、ただ単に予測が外れたという——別に、企業立地課だけのことを言ってるんじゃないですよ、全体、トータルとして、そこは慎重に、不用を生まない努力をしていかないと、不用が出ても、どうせ戻すからいいんですというんじゃないなくて、1年分、その予算が結局使えない予算になっちゃって、新規でやりたい事業がもしあったら、当初から

この分を引いてたら、新規の事業ができたかもしれないというのをいつも私は発想の中に持っていますので、そこはしっかりと慎重に、全体論として不用の話は、不用額を生まないようにお願いをしたいと思います。

最後に、阿蘇ソフトの村は、しっかりと見届けていてくださいね。どういう状況なのかというのをしっかりと県民に知らせながらやってください。

以上です。ありがとうございました。

○高木健次委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

○前田憲秀委員 説明ありがとうございました。

6ページの商工政策課さん。もう説明にもなかったので、大変恐縮ですけれども。計画調査費の中の奨学金返還支援金の実質減について、いわゆるくま活サポートだと思いますが、これは非常にいい制度、私も本会議一般質問でも取り上げさせていただいたんですが、実質減ということですけれども、どうなんでしょうね、当初の予算からして、執行部側の感想としては、あまり周知がされてないななのか、あまり利便性がないなとか、どんなイメージなんでしょうか。

企業は113社、そして返還利用者は145名と資料にはありましたけれども、全体的な感想をちょっと教えていただきたいんですが。

○佐藤商工政策課長 商工政策課でございます。

これにつきまして、主要な施策の成果の69ページのほうにも、返還サポート事業の説明を少し記載させていただいております。

今委員のほうから御説明もございましたけれども、令和6年度は奨学金返還で145名、これはすみません、令和2年に就職された方からの返還金ということでスタートしており

まして、令和6年の決算でございますので、令和5年に就職された方まで、その方が1年間経過しまして、令和6年度を迎えた方なので、令和2、3、4、5の4か年の方の分で、合計145人分を返還したというところでございます。

これにつきましては、やはりこれだけ県内の人材不足、人が不足している中で、県内の産業の中核を担う人材をしっかりと引きつないでおきたいという思いもありまして、制度設計をしたところでございますけれども、その中で、今145人というふうに申し上げましたけれども、一定の成果というものは出てるかと思っております。

また、この奨学金の特徴といたしまして、例えば、大学院卒の方でありますと全体で456万円まで、大学卒の方だと245万円までということで、なかなか、それなりの水準の額の支払いというふうなところまで担保してますし、多分野にわたりましての業種を求めていると、応募をお願いしているというようなところもありますので、これは、県内の人材定着の制度としては、これからも進めていきたいと思っております。

ただ、その効果というところでございますけれども、これにつきましては、もともと予算としては、できれば年間に100人ぐらい、このような形で支援ができるかなという思いもございましたけれども、今、結果的に、令和2年から5年を見ますと大体40人前後ぐらいで、マッチングといいますか、学生の方々と企業さんでマッチングして、奨学金の支援に入っているという方が大体年間40人ぐらいでございます。

で、これにつきましては、この前の9月議会のときもうちの部長のほうからも答弁いたしましたけれども、まず、魅力的な企業様にもどんどんまた参加をしていただくでございますとか、そのために、我々職員のほうも、企業様のほうに直接当たりながら、まず企業

様、御協力いただくような企業を増やすような形で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

対象企業、今課長がおっしゃったように、存じてない企業さんもあれば、実際奨学金を払っていく、今から就職するという学生さんにもまだまだ知られていない部分もあるんじゃないかなと思うんですよ。これ、単純に、もう御承知のとおり、給料に上乗せですじやなくて、企業側も、雇用をされる側も、手取りも減らさずに、所得税も変わらずにというとってもいい制度ですよね。そこをもうちょっとアピールすれば、もっともっと予算が足りないというぐらいになるんじゃないかなと思っています。

奨学金を借りて学生が勉強したという人は、物すごくやっぱり今増えていると思います。その代わり、大学を卒業して、もう数百万の借金をからってというのも、これはもう物すごく増えていると思うんですよ。その不安を少しでもこれは払拭できる。そして、特に願うのは、熊本県には——どこにでもあるんでしょうけれども、特にこういう制度があるぞと、熊本の企業に就職したら、もう奨学金の返済はしばらく心配ないというぐらい、何かアピールが欲しいなという気がしております。

ぜひ、引き続き頑張っていただければと思いますが。

○佐藤商工政策課長 商工政策課でございます。

ありがとうございます。商工政策課としても、あらゆる場面で、こういった奨学金のPR等をしてございますし、これからもますます進めてまいりたいと思います。

以上です。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○前田憲秀委員 よろしくお願ひします。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで商工労働部の審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため、2時10分まで休憩します。

午後2時4分休憩

午後2時9分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより観光文化部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、観光文化部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、脇観光文化部長。

○脇観光文化部長 観光文化部でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

では、私のほうから、令和6年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、観光文化部関係につきまして、その後の措置状況について御報告をさせていただきます。

まず、「熊本地震震災ミュージアムK IOKUの来場者数について、当初の見込みを下回っているが、防災教育、防災面の啓発に大事な施設であるので、関係機関と連携して来場者数の増加に取り組むこと。」に関して、その後の措置状況を御報告させていただきます。

これまで、K IOKUの来場者数の増加に

向けて、イベント開催や情報発信、教育旅行の誘致等に取り組んできたところでございますが、本委員会の指摘を踏まえ、企業や民生委員、あるいは教育関係者が集まる会議や研修会といった場に私どもが直接出向かせていただきまして、K IOKUの説明を行うなど、PR強化に努めておるところでございます。

さらに、今年度は、企業や団体等の研修の誘致を図るため、関係者を対象としたバスツアーを実施するとともに、研修プランの参考としていただけるよう、震災ミュージアムのモデルルートの作成も行ってまいります。

なお、熊本地震震災ミュージアムK IOKUにおける昨年度の有料エリアの来場者数は5万5,154人で、月平均4,596人でした。今年度の有料エリアの来場者は、4月から8月の5か月間で2万3,384人、月平均で4,677人と、月平均で昨年を上回っておりまして、施設の認知度は、着実に向上してきていると考えているところでございます。

引き続き、一層の誘客に取り組み、熊本地震の教訓を後世に伝承してまいります。

次に、「台湾インバウンド誘客強化事業について、県の現地代理人である観光レップを活用し一定の成果を上げているが、台湾との関係構築に意欲のある市町村との連携もさらに図りながら、誘客強化に取り組むこと。」に関して、その後の措置状況を御報告いたします。

観光庁統計による令和6年の本県における外国人延べ宿泊者数は、約147万人と過去最多を更新いたしました。台湾からの延べ宿泊者数は約41万人となっており、全体の3割を占める本県の最重要市場であります。

台湾からの誘客については、令和5年に台北に設置しました観光レップを活用し、効果的な情報発信や台湾旅行会社へのセールス活動、現地でのイベント及び商談会の開催などに取り組んでおります。

こうした取組を行う中、県内各地域の魅力を発信するためには、市町村との連携も大変重要です。

昨年11月に開催された台湾最大の旅行博、台北国際旅行博に7つの自治体及び団体と連携して出展するとともに、本年1月には、台北市内で、23の自治体、事業者が一体となって観光プロモーションを行うイベントを開催させていただきました。

今年度も、台北国際旅行博、台湾現地商談会等への出展、県内でのファムツアーや実施など、市町村と連携して各種施策に取り組む予定としております。

今年度も引き続き、市町村としっかりと連携をさせていただきながら、台湾からの誘客強化に取り組んでまいります。

以上が前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のその後の措置状況となります。

引き続き、観光文化部の決算の概要について御説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、令和6年度歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

まず、歳入につきましてです。

収入済額が5億7,000万円余となっております。

次に、歳出につきましては、支出済額が26億2,600万円余、翌年度繰越額が5億4,700万円余、不用額が1億3,900万円余となっております。

翌年度繰越額は、主に、伝統工芸館施設改修事業、地域連携型観光地域づくり緊急支援事業等に係るものでございます。

不用額は、主に、地域一体となった宿泊事業者物価高騰等対策支援事業、豪雨被災地域における観光需要回復緊急支援事業、観光標識整備事業の執行残などでございます。

以上が観光文化部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課でございます。

決算の説明に先立ちまして、まず、今年度の定期監査における指摘事項について御説明いたします。

観光文化部の指摘事項は1件、観光文化政策課への指摘です。

お手元の監査結果指摘事項の資料を御覧ください。

指摘事項は、公有財産の毀損について、「指定管理者の委託先による除草作業で、2年連続で公有財産の毀損が生じている。利用者及び施設等の安全確保について、万全の改善措置を講じるなど、再発防止の指導を徹底すること。」というものでございます。

事案の概要ですが、南阿蘇村に所在する熊本地震震災ミュージアムK I O K Uにおいて、指定管理者の委託先である地元行政区による除草作業の際の飛び石により、展示室の窓ガラスに亀裂が生じたものです。開館中の事故でしたが、来館者等にけがはありませんでした。

なお、同様の事案が令和5年度にも発生しており、この事故後は、国民生活センター調べに基づき、建物等から20メートル以内の距離で作業を行う場合は防護ネットによる防護措置を行っておりましたが、今回は約50メートル離れた場所での作業であったため、防護措置を行っていなかったことによるものです。

これまで、除草の際の防護ネット使用などの飛び石対策の徹底について、指定管理者に指導を行い、また、建物付近の作業について

ては、原則として休館日に実施するなど、来館者の安全管理には十分配慮をしてきたところですが、今回の事案発生を受けまして、まず、今後の除草作業は専門業者に委託することとし、また、建物からの距離に関係なく防護措置を必須とする旨を委託契約に明記するよう指定管理者に指導を行いまして、今後同様の事案が発生しないよう対策を行っております。

監査の指摘事項につきましては以上です。

次に、お手元の説明資料、こちらの2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入ですが、不納欠損額及び収入未済額、いずれもございません。

また、同じページの使用料及び手数料の3行目、県立劇場等使用料について、予算現額と収入済額との差が713万円余となっております。

これは、当初想定していた駐車場の利用が見込みを上回ったことによる収入の増によるものでございます。

6行目の熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設観覧料について、予算現額と収入済額との差が621万円余となっております。

これは、当初想定していた来館者数が見込みを上回ったことによる収入の増によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

中段の計画調査費について、879万円余の不用額が生じております。

これは、右の備考欄に記載の博物学関係資料活用・学習支援事業及び博物館ネットワーク推進事業における会計年度任用職員の報酬等の執行残、また、県立劇場施設整備費における工事費の入札残等でございます。

5ページ、お願ひいたします。

上段の商業総務費について、535万円余の不用額が生じております。

これは、備考欄に記載の伝統工芸館管理運営費における委託料の入札残等でございます。

下段の観光費について、554万円の不用額が生じております。

これは、備考欄に記載の熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業における工事請負費の入札残等でございます。

続きまして、別冊の附属資料、こちらの1ページをお願いいたします。

令和6年度繰越事業調べの明許繰越しについてです。

1行目、博物学関係資料収集等事業については、エレベーターの修理に必要な部品の調達に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

2行目、県立劇場施設整備費については、大規模改修工事の設計を令和7年度まで実施するため、また、駐車場舗装工事における駐車場のレイアウト検討に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

3行目、伝統工芸館施設改修事業については、設計変更等により工事施工に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

最後、4行目、熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業については、排水対策工事の資材の納入等に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

観光文化政策課については以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

お手元の説明資料、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入ですが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

7ページをお願いいたします。

最下段の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との差が1億2,000万円余となっておりますが、これは、地域一体となった宿泊事業者物価高騰等対策支援事業などの事業実績が執行見込みを下回ったことに伴う減と、地域連携型観光地域づくり緊急支援事業及びイベント等需要喚起緊急支援事業の財源を令和7年度へ繰り越したことによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

1段目の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助については、予算現額と収入済額との差が1,900万円となっておりますが、こちらも令和7年度へ財源を繰り越したことによるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

ここから10ページにかけまして、観光費の歳出となります。

10ページのほうをお願いいたします。

観光費ですが、不用額の欄、1億300万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄に記載の事業概要、下から3ポツ目の豪雨被災地域における観光需要回復緊急支援事業や、一番下に記載しております地域一体となった宿泊事業者物価高騰等対策支援事業などの執行残でございます。

続きまして、別冊、附属資料の2ページをお願いいたします。

令和6年度繰越事業調べの明許繰越しでございます。

地域連携型観光地域づくり緊急支援事業など、記載しております3事業につきまして、令和6年度2月補正で予算化した事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかつたため、繰り越したものでございます。

観光振興課については以上でございます。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

お手元の説明資料の11ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、12ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

観光費ですが、1,399万円余の不用額が生じております。

主な理由としまして、備考欄に記載の熊本県民総合運動公園アクセス改善対策事業について、渋滞対策の対象となるロアッソ熊本の試合等が見込みより少なく、委託料の執行残が生じたためでございます。

スポーツ交流企画課は以上です。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川收委員 10ページの観光振興課、観光費なんですかけれども、不用額で1億391万3,000円ということで、説明では、豪雨被災地域における観光需要回復緊急支援事業と地域一体となった宿泊事業者の物価高騰対策で主に不用が生じたという御説明がありました。

豪雨被災地域、つまり人吉・球磨地域における観光復興というのは、非常に大きな課題であると思いますし、これをやっぱりしっかりとやり上げていかないと、真の復興はないというふうに私たちも思っておりますけれども、予算を使い切れなかった、不用が生じた原因というのは、皆さん方の企画の側なのか、利用する側の旅館業とか観光業の皆さんなのか。

どんな事業でもそうですけれども、民間の

皆さん方を巻き込んでやっていこうという事業には、やっぱり県庁が企画して、やってくださいという思いでやっていく事業が、なかなか民間ベースではマッチングが悪いと、使いづらいという、そういう話をよく聞くんですよね。この事業はどうなのか分かりませんから、どういう分析をなさってらっしゃるのか、使い切れなかつたということ、それがやっぱり来年度以降もとても大切だと思いますので、その点を教えてください。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

この豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業、これにつきましては、肥薩線が被災して送客に苦慮しているというところで、いわゆる足つきの商品、バスで送客をする場合に、その旅行商品をつくっていただいて、そちらでバスを使った場合には、バス1台当たり定額の助成を出して、旅行商品に、被災地域に対して送客を促す、そういう目的で事業を組み立てたものでございます。

で、不用となった原因でございますが、これは、先ほど委員の御指摘ありました前者のほうで、私どものちょっと進め方に問題があったというふうに思っております。

こちら、令和5年度の2月補正で予算を確保して、繰り越して事業を行ったものでございますけれども、事務局を選定いたしまして、事務局に委託を出しまして、そこを中心に事業を進めてもらうということでございましたけれども、その事務局費の積算、積み上げにちょっと過小なものが、積み上げがちょっと少なかったもので、いわゆる事務局の設置がちょっと折り合わずに、事業スタートが8月になってしまったというところでございます。いわゆる夏休み期間の一番需要が大きいところを取りこぼしてしまったというところが原因でございます。

当然周知期間も短くて、思うような期待

に、送客を期待する人吉・球磨地域の観光業の方の期待に応えられなかつたというのが非常に反省すべきというところでございます。

今後、こういった形で商品の造成を依頼するような助成を行う場合については、まず十分な制度設計をしっかりと、積算も含めまして、予算措置をきちっと行うこと、それと、実際に、使い勝手について、旅行会社あるいは旅館の方とか、十分にコミュニケーションを取って、さらに十分な、いわゆる周知期間も含めて、貴重な予算を余らしてしまっておりませんので、今後こういうことがないように、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○前川收委員 いい事業だと思うんですね、被災地を支援していくという意味においては。特に人吉地域は、観光は非常に大きな産業の中で、人吉の産業の中で大きなインパクトがあって、観光がやっぱり成り立たなくなれば、かなり厳しいという状況だと思います。

御努力は認めますけれども、やっぱりマッチングをしっかりと考へるというのは、当事者である旅館の皆さんとか、人吉の皆さんとの意見をやっぱりよく聞くということが大事だらうというふうに思いますので、努力なさっていると思いますが、今後もしっかりと取り組んで、被災地の中に予算が入っていくようにお願いをしたいと思います。

それと、もう1点すみません。スポーツ交流企画課、12ページ、不用が1,399万8,000円の理由の中に、県民総合運動公園のアクセス改善対策事業で、ロアッソの試合数が想定より少なかったというお話をちょっとあったと思いますが、あれは1年間で大体分かってるんじゃないですか。

○松尾スポーツ交流企画課長 ロアッソの試

合数は決まっております。その中で、渋滞対策を行う試合が、1万人以上観客が集まる場合に渋滞対策を行いますので、その渋滞対策を行う試合数が少なかったということでございます。

ちょっと説明が悪くて申し訳ございませんでした。

○前川收委員 じゃあ、事前の予約状況で分かるわけですね。

○松尾スポーツ交流企画課長 そうです。

○前川收委員 どれだけチケットが売れてるかということで。それが少なかったと……。

○松尾スポーツ交流企画課長 そういうことでございます。

○前川收委員 はい、分かりました。以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○高島和男委員 説明資料、10ページ、観光振興課の観光費で、クルーズ船誘致促進、受入れ体制の強化についてお尋ねします。

この資料によりますと、令和6年度も、国内外合わせて多数の寄港が実現したということで、富裕層の観光の拡大につながっていることは大変評価をしたいと思います。

一方で、この問題、懸念しますのは、この事業を通して、どれほどの経済波及効果が地域にもたらされているのかというのがなかなか見えにくいという点があろうかと思います。

乗船されたお客様が、私どもの熊本の店舗で、観光施設で、どんなふうな消費につながっているのかということ、その点をどのように把握、分析をされているのか、教えてい

ただければと思います。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

直接的に消費活動がどのようにになっているかというのは、ちょっと直接的な調査は行っていないところでございますけれども、以前、クルーズ船寄港に関わる経済効果として、寄港1回当たり、地元には、あらの付加価値で約8,200万円ほど落ちるという試算、計算が国交省を通じてされているところではございます。

ただし、これは、クルーズ船、県内にお客様がそのまま寄港地ツアーで県内を巡っていただくんすすけれども、基本、今行っているところは、熊本城、城彩苑が中心でございまして、県内各地に、その利益、経済効果が行き渡っているというところでは、なかなか厳しい状況にあるということは認識しております。

富裕層を中心に、結構大きな金額、買物とか、落としていただくチャンスでございますので、今年度から、県内各地を回っていただくための、いわゆるその助成というのをちょっと取り組んでおりまして、八代市近郊はもちろんのこと、県南地域、先ほど委員ございました県南にも、体験ものとして、球磨川下りとかアクティビティーございますので、そういう体験で、関係業者に経済効果が波及するような、そういう形で今年度取組をしておりまして、県内各地に——このクルーズ船は、ごく一部の地域にやっぱり限られているというか、来ますので——せっかくのチャンスでございます。富裕層の方、知的好奇心も強うございますので、中には、チブサン古墳まで見に行くというようなツアーも企画されたりしておりますので、そういう形で、もっと皆様に、クルーズの寄港の効果が実感できるような形で、目に見える形で事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

す。

○高島和男委員 今おっしゃったように、やっぱり寄港数とか、船の数とかというのももちろん大切なんですけれども、最終的に、この県内にいかほどの経済波及効果が出たのかというのが一番大切だと思いますので、受入れ地、特に船が着く場所に関しても、やっぱりクルーズ船が来ると、我々の地域が潤うというのを実感していただくということも非常に大切だと思いますので、今課長おっしゃったように、地域経済の還元ということを視野に、さらにプラスチックアップしていただきたいと思いますし、できれば、こういう波及効果があります、幾らありましたというようなところを、試算じゃなくて、ざっくりとした数字だけでも構いませんので、今後御検討をお願いできればと思います。

以上です。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○高島和男委員 はい。

○高木健次委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

説明資料の5ページ、観光費についてお尋ねをしたいと思います。

熊本地震震災ミュージアムの具体化推進事業、中核拠点整備事業とあります。補助の資料にも、6年度末にはもう10万人が来館したというふうに書いてありました。

先ほども、入場収入だったですか、予定を上回ったということで、非常にいい傾向だと思いますが、来館した人の分析といいますか、どういう人たちが、どういう目的でというようなのは、何か調査みたいなのはされてらっしゃるんですかね。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課です。

今御質問いただいた来場者数のいわゆる属性というもののかと思いますが、こちらにつきまして、まず、団体か一般かという数字の内訳は持ってございます。で、おおよそ、やっぱり団体客が多いということが数字でも分かっております。

具体的に申し上げますと、一番来館者数が多いのが、大体年間通して11月、それがやっぱり修学旅行だったり、研修旅行が多いという時期になるんですが、その時期の、例えばなんですが、昨年11月が、全体で、ちょうど年間通して一番多い時期だったんですが、9,106人来場されてるんですが、そのうち6,494人が団体客という傾向は分かっております。

また、全体の中で、国籍というところでは、海外の方、インバウンドの方が大体全体の2%を占めているという結果も出ているところです。

○前田憲秀委員 あんまり詳しい内容はまだこれからなのかなという印象ですけれども、例えば、防災センターが県庁に出来ました。今、各地域で物すごく防災意識が高まってまして、うちの校区でも、防災センターを見学に行くぞと、自治会中心に20人から30人ぐらい、やっぱり計画を立てるんですね。

やっぱりそういったのも含めて、教育旅行が多いのか、もう普通の観光旅行の一つの手段としてここを選ばれるのか、また、阿蘇地域なので、どこかとの連携とか。震災ミュージアムだけというんではなくて、そういうのもしっかりと、やっぱり観光という観点からは、これから一生懸命分析することも必要じゃないかなと思います。

そして、補助金みたいなのはなかったですね。入場料はたしか500円だったかな。

○佐方観光文化政策課長　観光文化政策課です。

まず、補助金というお話をいただきましたが、減免措置を条例上取れるようになっております。

基本的には、行政視察というか、視察等の場合には無料としたり、あと、属性によって、若い方については、入館料をいわゆる差別化しております、一般の方は500円なんですけれども、若い世代につきましては、まず、県内在住の中学生、高校生、あと小学生も含めて無料としておりますし、県外の場合も、中学校、高校、小学校の方々は金額を下げているような状況です。

あと、先ほど分析のお話をいただきましたが、こちらについては、今指定管理者制度を取っておりまして、指定管理者のほうでも分析を進めているところです。

やはり持続可能な施設とするためには、今後どこにターゲットをより定めて、継続的に来館者数を維持するかというのは大事なことかと思っておりますので、指定管理者とも協力しながら、今後より分析を深めてまいりたいというふうに考えております。

○前田憲秀委員　ありがとうございました。

例えば、自治会の研修で20人集まつたら1人頭何百円とか、そういうのもやっぱり御検討いただいてもいいんじゃない——ありましたですかね、そういうのは。

○佐方観光文化政策課長　すみません。先ほどの私の説明がちょっと簡単過ぎたかと思うんですが、対象として、団体さんが、例えば地域の防災の団体さんだったり、いろんな企業の研修とかも含めたところ——まず、研修旅行というところでは、減免措置を取らせていただいておりますので、今委員がおっしゃった場合には、減免、無料という形で対応さ

せていただいております。

○前田憲秀委員　ありがとうございました。

東北の東日本震災のいわゆる被害がひどかったところにも、震災ミュージアム的なものがあちこちにできてまして、非常に今は、興味というか、入場者も多いと聞いてますので、やっぱり熊本地震の、いい意味か悪い意味か分かりませんけれども、象徴的な場所でもあるので、これから観光も含めて来館者が多く来られるよう——指定管理ということなんで、その調査費もまた上乗せしないといけないかもしれませんけれども、そこも含めてしっかり検討していただければというふうに思います。

委員長、もう1点だけいいですか。

○高木健次委員長　はい、どうぞ。

○前田憲秀委員　スポーツ交流企画課さんで、最後の12ページ、事業概要の中に、ツール・ド・九州受入環境整備事業とありました。先日も、天気がいい中、大盛況で終わったと聞いておりますけれども、以前、九経連との懇談の中で、このツール・ド・九州も、九州を1周したいという思いもあられるみたいな話を聞きました。今回は長崎と宮崎だったでしょ、初めて。荒れたということですけれども、各地域、予算立てもあるので、なかなか難しいんですけれども。

熊本として、どうだったんでしょうか。経済効果は着々と上がってますという雰囲気なのか、まだ課題もありますという感じなのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

○松尾スポーツ交流企画課長　スポーツ交流企画課でございます。

今、経済効果についてのお尋ねがございました。

昨年度の実績で——今年度については、これから試算をしてまいります。昨年度でいきますと、ツール・ド・九州を見られた方が大体4万人ぐらいかなと想定をしております。そういう意味では、今年も同じぐらいの規模あったかなというふうに思います。

これから正確には試算しますが、当日のスタート地点、それからフィニッシュ地点での機運醸成イベントと、それから、熊本市中心部のサクラマチ、それから道の駅の阿蘇等でのパブリックビューイングというところで展開をしておりまして、あと、レースを見ますと、途中も観光客の方がやっぱり観戦されている方もいらっしゃいましたので、少しずつですが、年々盛り上がりは広がってきているというふうには認識しております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

年々、熊本の名物的なイベントになればいいなというふうに思ってます。先ほどのK I OKUと一緒にマッチングした観光客誘致策だとか、いろんなことが考えられると思います。もうそれこそ、世界の阿蘇を舞台にするわけですから、そういう夢のある、いろんなことも検討していただければなと思ってます。頑張ってください。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。——なければ、これで審査を終了します。

次の第5回委員会は、10月20日月曜日午前10時から開会し、午前に農林水産部、午後から土木部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後2時42分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
決算特別委員会委員長